明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務三六）　一
○地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（同三七）　六
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三八）　七

省令

○財務省令第三十六号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十二日

財務大臣　鈴木　俊一

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第三項中「別表二十一」を「別表二十二」に、「別表二十三」を「別表二十四」に改める。

第二十七条の十四中「別表十二㈢」を「別表十二㈣」に、「別表十二㈣」を「別表十二㈤」に、「別表十二㈤」を「別表十二㈥」に改める。

第三十二条第二項及び第三十四条第二項中「別表六㈢十一」を「別表六㈢十一」に改める。

第三十八条の四第一項中「第九十三条」を「第三百十二条」に改める。

第三十八条の四十六に次の一項を加える。

2　法第二条第三十一号の二（定義）に規定する国際最低課税額確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表二十から別表二十付表四まで（更正請求書にあつては、別表二十を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。

第四十条第二項及び第四十一条第二項中「別表二十」を「別表二十一」に改める。

第五十四条中「別表二十一」を「別表二十二」に改める。

第五十七条中「別表二十二」を「別表二十三」に改める。

第五十九条第四項中「別表二十一」を「別表二十二」に改める。

第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項中「、別表六㈡十二」、別表六㈡十四」、別表六㈡十四付表一」、別表六㈡十七」から別表六㈡十三」まで、別表六㈡十四」を「から別表六㈡十五」から別表六㈡十一」まで、別表六㈡十二」に改める。

第六十六条第二項中「別表二十三」を「別表二十四」に改める。

第六十七条第三項中「別表二十一」を「別表二十二」に、「別表二十三」を「別表二十四」に改める。

第七十条中「別表二十」を「別表二十一」に改める。

別表一の記載要領第四号㈡中「別表六(九)付表「37」若しくは「42」、別表六(十)付表「30」若しくは「35」又は別表六(十四)付表二「19」や「別表六(九)付表「32」若しくは「37」、別表六(十)付表「29」若しくは「34」又は別表六(十二)付表二「19」」に改め、同号㈣を次のように改める。

㈣　当該事業年度において租税特別措置法第42条の14第４項の規定の適用がある場合　同項の規定により法人税の額に加算される金額

別表一の記載要領第四号⑸中「別表六(三十一)「31」」を「別表六(三十)「31」」に改め、同第五号㈡中「上記(1)で」を「(1)により」に改める。

別表一の二の記載要領第四号中「別表六(三十一)「31」」を「別表六(三十)「31」」に改め、同第五号㈡及び㈢中「上記(1)で」を「(1)により」に改める。

「

中小企業者等以外の法人	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「9の②」＋「9の④」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑮」＋「9の⑯」＋「9の㉒」から「9の㉔」までの合計）
中小企業者等	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「3」＋「9の②」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑩」から「9の⑬」までの合計＋「9の⑮」から「9の㉔」までの合計）

」を

「

中小企業者等以外の法人	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「9の②」＋「9の④」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑮」＋「9の⑯」＋「9の㉗」から「9の㉙」までの合計）
中小企業者等	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「3」＋「9の②」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑩」から「9の⑬」までの合計＋「9の⑮」から「9の㉗」から「9の㉙」までの合計）

」に改め、同表の記載要領第五号㈢及び㈣を次のように改める。

別表三㈠の表中

「

中小企業者等以外の法人	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「9の②」＋「9の④」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑮」＋「9の⑯」＋「9の㉒」から「9の㉔」までの合計）
中小企業者等	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「3」＋「9の②」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑩」から「9の⑬」までの合計＋「9の⑮」から「9の㉔」までの合計）

」を

「

中小企業者等以外の法人	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「9の②」＋「9の④」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑮」＋「9の⑯」＋「9の㉗」から「9の㉙」までの合計）
中小企業者等	（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「3」＋「9の②」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑩」から「9の⑬」までの合計＋「9の⑮」から「9の㉗」から「9の㉙」までの合計）

」に改める。

(3)　小企業者等以外の法人（別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」）－（別表六(六)「9の②」＋「9の④」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑮」から「9の⑯」までの合計＋「9の㉒」から「9の㉔」までの合計）の金額を控除して計算すること。

㈡　の欄の記載に当たつては、「別表一「5」」の金額から別表六(九)付表「32」及び「37」並びに別表六(十二)付表二「19」及び「24」の金額を控除して計算すること。

⑷　「中小企業者等（別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「36」）－（別表六(六)「３」＋「９の②」から「９の⑦」までの合計＋「９の⑩」から「９の⑬」までの合計＋「９の⑮」から「９の㉒」までの合計＋「９の㉗」から「９の㉙」までの合計）　㉓　の欄の記載に当たつては、「別表一「５」」の金額から別表六(九)付表「32」及び「37」の金額を控除して計算すること。」

別表三(一)の記載要領第六号中「第42条の12の５第２項」を「第42条の12の５第３項」に改める。

別表四の表中

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二(十四)「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十四)「43の計」）
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」）

を

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二(十三)「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十三)「43の計」）
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」）

に改める。

別表四の表の記載要領第四号(一)中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改める。

別表五(一)の表中

未納法人税等（退職年金等の積立金に対するものに限る。）	未納法人税及び未納地方法人税（附帯税を除く。）
	未払通算税効果額（附帯税の額に係る部分の金額を除く。）
	未納道府県民税（均等割額を含む。）
	未納市町村民税（均等割額を含む。）

を

未納法人税等（各事業年度の所得に対するものに限る。）	未納法人税及び未納地方法人税（附帯税を除く。）
	未払通算税効果額（附帯税の額に係る部分の金額を除く。）
	未納道府県民税（均等割を含む。）
	未納市町村民税（均等割を含む。）

に改める。

別表五(一)の記載要領第四号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法」を「令和２年旧法」に改め、同号を同第六号とし、同第三号中「国税通則法第２条第４号（定義）に規定する」を加え、同号を同第五号とし、同第二号を同第四号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「法人税及び地方法人税」の各欄は、各事業年度の所得に対する法人税（⑴に掲げるものを含むものとし、⑵及び⑶に掲げるものを除く。以下この号及び次号において「所得法人税」という。）及び所得法人税に係る地方法人税（⑶及び⑷に掲げるものを除く。）の額を記載すること。

⑴　各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第６号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（⑴及び第６号において「令和２年旧法」という。）第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）の連結所得（令和２年旧法第２条第18号の４（定義）に規定する連結所得をいう。）に対する法人税

⑵　法第38条第１項第２号（法人税額等の損金不算入）に掲げる法人税

⑶　附帯税（国税通則法第２条第４号（定義）に規定する附帯税をいう。第５号において同じ。）

⑷　法第38条第１項第５号に掲げる地方法人税

３　「道府県民税」及び「市町村民税」の各欄は、所得法人税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）の額を記載すること。

別表六(一)付表(一)の記載要領第三号中「（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）」を削る。

別表六(二)の表を次のように改める。

別表六（六）　法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

法人税額の特別控除額及び調整前法人税額超過額の計算					
当期税額控除可能額 （7の合計）	1	円	当期税額基準額 $((2)-(3))\times\frac{90}{100}$	4	円
調整前法人税額 （別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」）	2		法人税額の特別控除額 （(1)と(4)のうち少ない金額）＋(3)	5	
試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額 （別表六（十四）「14」＋「28」）	3		調整前法人税額超過額 (1)－((5)－(3))	6	

当期税額控除可能額、調整前法人税額超過構成額及び法人税額の特別控除額の明細

適用を受ける各特別控除制度			当期税額控除可能額 7	調整前法人税額超過構成額 8	法人税額の特別控除額 9
一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	①	別表六(九)「21」　円	円	別表六(九)「23」　円
中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	②	別表六(十)「18」		別表六(十)「20」
特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除	当期分	③	別表六(十二)「9」		別表六(十二)「11」
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	④	別表六(六)付表「1の③」	別表六(六)付表「2の③」	別表六(十五)「21」
	当期分	⑤	別表六(十五)「14」		別表六(十五)「16」
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑥	別表六(六)付表「1の⑧」	別表六(六)付表「2の⑧」	別表六(十六)「23」
	当期分	⑦	別表六(十六)「16」		別表六(十六)「18」
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑧	別表六(十七)「23」		別表六(十七)「25」
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑨	別表六(十八)「23」		別表六(十八)「25」
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑩	別表六(十九)「18」		別表六(十九)「20」
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑪	別表六(二十)「16」		別表六(二十)「18」
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑫	別表六(二十一)「21」		別表六(二十一)「23」
		⑬	別表六(二十一)「27」		別表六(二十一)「29」
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	当期分	⑭	別表六(二十二)「8」		別表六(二十二)「10」
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑮	別表六(六)付表「1の⑪」	別表六(六)付表「2の⑪」	別表六(二十三)「22」
	当期分	⑯	別表六(二十三)「15」		別表六(二十三)「17」
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	⑰	別表六(六)付表「1の⑰」	別表六(六)付表「2の⑰」	別表六(二十四)「50」
	当期分	⑱	別表六(二十四)「43」		別表六(二十四)「45」
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑲	別表六(二十五)「18」		別表六(二十五)「20」
情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	⑳	別表六(二十六)「19」		別表六(二十六)「21」
		㉑	別表六(二十六)「26」		別表六(二十六)「28」
		㉒	別表六(二十六)「41」		別表六(二十六)「43」
産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉓	別表六(六)付表「1の㉑」	別表六(六)付表「2の㉑」	別表六(二十七)「23」
		㉔	別表六(六)付表「1の㉖」	別表六(六)付表「2の㉖」	別表六(二十七)「33」
	当期分	㉕	別表六(二十七)「16」		別表六(二十七)「18」
		㉖	別表六(二十七)「26」		別表六(二十七)「28」
特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	㉗	別表六(六)付表「1の㉛」	別表六(六)付表「2の㉛」	別表六(二十八)「29」
	当期分	㉘	別表六(二十八)「22」		別表六(二十八)「24」
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除	当期分	㉙	別表六(二十九)「12」		別表六(二十九)「14」
合　　計				(6)	(5)－(3)

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表六(一)の記載要領等第１号(1)中「若しくは第２項（給与等」を「から第４項まで（給与等」に、「第６項まで」を「第８項まで、第10項若しくは第11項」に改め、同号⑨を同号⑩とし、同号⑧を同号⑨とし、同号⑦中「(5)に」を「(6)に」に改め、同号⑤を同号⑥とし、同号④を同号⑤とし、同号③中「第42条の４第１項、第４項、第７項若しくは第13項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同項の規定を同条第18項において準用する場合を含む。）、第42条の６第２項若しくは第３項」を「第42条の６第３項」に、「第42条の12の４第２項若しくは第３項」を「第42条の12の４第３項」に改め、同号③を同号④とし、同号②の次に次のように加える。

⑶　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の11の３第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12の５第１項若しくは第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12の７第６項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定

別表六(付表)の表を次のように改める。

別表六（六）付表　前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適用を受ける各特別控除制度	事業年度		当期税額控除可能額	調整前法人税額超過構成額
			1	2
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	：　：	①	円	円
	：　：	②		
	計	③	別表六(十五)「19」	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	：　：	④		
	：　：	⑤		
	：　：	⑥		
	：　：	⑦		
	計	⑧	別表六(十六)「21」	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	：　：	⑨		
	：　：	⑩		
	計	⑪	別表六(二十三)「20」	
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	：　：	⑫		
	：　：	⑬		
	：　：	⑭		
	：　：	⑮		
	：　：	⑯		
	計	⑰	別表六(二十四)「48」	
産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち半導体生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	：　：	⑱		
	：　：	⑲		
	：　：	⑳		
	計	㉑	別表六(二十七)「21」	
産業競争力基盤強化商品生産用資産のうち特定商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除	：　：	㉒		
	：　：	㉓		
	：　：	㉔		
	：　：	㉕		
	計	㉖	別表六(二十七)「31」	
特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	：　：	㉗		
	：　：	㉘		
	：　：	㉙		
	：　：	㉚		
	計	㉛	別表六(二十八)「27」	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表六(七)の表を次のように改める。

別表六(七)付表の記載要領第１号(1)中「特別控除）又は」を「特別控除)、」に、「の規定」を「、第42条の12の５第４項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12の７第８項若しくは第11項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」に改め、同号(9)を削る。

別表六（七）　特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

継続雇用者給与等支給額に係る要件	期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円	国内設備投資額に係る要件	国内設備投資額	9	円
	期末現在の常時使用する従業員の数	2	人		当期償却費総額（26）	10	
	継続雇用者給与等支給額（23の①）	3	円		特定税額控除規定の適用可否の判定 令和６年４月１日以後に開始する事業年度において、(1)≧10億円かつ(2)≧1,000人の場合又は(2)＞2,000人の場合において、(15)＞０のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき (9)＞(10)×40/100	11	該当・非該当
	継続雇用者比較給与等支給額（23の②）又は（23の③）	4			同上以外の場合 (9)＞(10)×30/100	12	該当・非該当
	継続雇用者給与等支給増加割合 (3)－(4)/(4)（((3)－(4))＜０又は(3)＝(4)＝０の場合は０）	5			産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定 (9)＞(10)×40/100	13	該当・非該当
	特定税額控除規定の適用可否の判定 (1)≧10億円かつ(2)≧1,000人の場合又は(2)＞2,000人の場合において、(15)＞０のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき ((5)≧0.01)又は((3)＝(4)＝０)	6	該当・非該当	所得金額に係る要件	当期の基準所得等金額 ((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」)＋(別表四付表「9の①」)＋(別表七の二「5」－「11」))×当期の月数/当期の月数 （マイナスの場合は０）	14	円
	同上以外の場合 ((3)＞(4))又は((3)＝(4)＝０)	7	該当・非該当		前事業年度の基準所得等金額の合計額 ((前事業年度の月数調整前の(14))の合計) （マイナスの場合は０）	15	
	産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用可否の判定 ((5)≧0.01)又は((3)＝(4)＝０)	8	該当・非該当		(14)≦(15)	16	該当・非該当

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算

		継続雇用者給与等支給額の計算 当期 ①	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度 ②	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前一年事業年度特定期間 ③
事業年度等	17		・　・ ・　・	・　・ ・　・
継続雇用者に対する給与等の支給額	18	円	円	円
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	19			
同上のうち雇用安定助成金額	20			
差引 (18)－(19)＋(20)	21			
当期の月数/(17の③)の月数	22			
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (21)又は((21)×(22))	23			円

当期償却費総額の計算

損益計算書に計上された減価償却費の額	24	円	当期償却費総額 (24)＋(25)	26	円
剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	25				

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表六(七)の記載要領等1号中「租税特別措置法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人が同項に規定する対象年度（以下この記載要領において「対象年度」という。）において同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合（当該法人が同法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の通算法人である場合には、同法第42条の13第７項第３号に規定する他の通算法人（同条第５項に規定する法人に該当するものに限る。）が同法第42条の４第８項第２号（同条第18項において準用する場合を含む。）に規定する他の事業年度において同法第42条の13第１項第１号又は第３号に掲げる規定の適用を受ける場合を含む。）」を「次に掲げる場合」に改め、同号に次のように加える。

(1)　租税特別措置法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人が対象年度（同項に規定する対象年度をいう。(2)において同じ。）に該当する事業年度において特定税額控除規定（同項に規定する特定税額控除規定をいう。(2)及び第５号(2)において同じ。）の適用を受ける場合（当該法人が同法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の通算法人である場合には、同法第42条の13第７項第３号に規定する他の通算法人（同条第５項に規定する法人に該当するものに限る。）が同法第42条の４第８項第２号（同条第18項において準用する場合を含む。）に規定する他の事業年度（(2)において「他の事業年度」という。）において通算特定税額控除規定（同法第42条の13第１項第１号又は第３号に掲げる規定をいう。(2)において同じ。）の適用を受ける場合を含む。）

(2)　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（(2)において「令和６年旧措置法」という。）第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人が対象年度に該当する事業年度において特定税額控除規定の適用を受ける場合（当該法人が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には、同法第42条の13第７項第３号に規定する他の通算法人（令和６年旧措置法第42条の13第５項に規定する法人に該当するものに限る。）が他の事業年度において通算特定税額控除規定の適用を受ける場合を含む。）

(3)　青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の７第７項又は第10項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合

別表六(七)の記載要領等2号を次のように改める。

2	「(1)≧10億円かつ(2)≧1,000人の場合又は(2)＞2,000人の場合において、(15)＞０のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき((5)≧0.01)又は((3)＝(4)＝０)	(6)　の欄は、当該事業年度が令和６年４月１日前に開始した事業年度である場合には、「又は(2)＞2,000人の場合」を消すこと。

別表六(七)の記載要領等11号中「対象年度」を「事業年度」に改め、「租税特別措置法」の次に「第42条の12の７第18項又は」を加え、同号中「「対象年度の基準所得等金額((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」)＋(別表四付表「９の①」)＋(別表七の二「５」－「11」(マイナスの場合は０)」を「「当期の基準所得等金額((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」))×当該対象年度の月数／当期の月数　(12)　を」に、「「当期の基準所得等金額((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」))×当該対象年度の月数／当期の月数　(12)　を」を「「当期の基準所得等金額((別表四「52の①」－「37の①」－「38の①」－「40の①」－「42の①」－「44の①」))×当該対象年度の月数／当期の月数　(14)　に改め、「租税特別措置法施行令」の次に「第27条の12の７第12項第１号（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）又は」を加え、「当該対象年度」を「当該事業年度」に改め、同号中「「前事業年度の基準所得等金額の合計額((前事業年度の月数調整前の(12)の合計)　(12)　を(マイナスの場合は０)」を「「前事業年度の基準所得等金額の合計額((前事業年度の月数調整前の(12)の合計)　(13)　を(マイナスの場合は０)」に改め、同号中「「前事業年度の基準所得等金額の合計額((前事業年度の月数調整前の(14)の合計)　(15)　に改め、同号に次のように加える。

「特定税額控除規定の適用を受ける場合において、」を加え、「場合に」を「とき」に、「の(12)」を「の(14)」に改め、同号に次のように加える。

「「事業年度等　(15)」を「「事業年度等　(17)」に、「「(15)」から「(21)」まで」を「「(17)」から「(23)」まで」に改め、同号②中「「事業年度等　(15)」を「「事業年度等　(17)」に、「「(16)」から「(21)」まで」を「「(18)」から「(23)」まで」に改め、同号③中「「事業年度等　(15)」を「「事業年度等　(17)」に、「「(15)」から「(21)」まで」を「「(17)」から「(23)」まで」に、「「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額(19)又は((19)×(20))　(21)」を「「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額(21)又は((21)×(22))　(23)」に、「「差引(16)－(17)＋(18)　(19)」を「「差引(18)－(19)＋(20)　(21)」に改め、同号中「「継続雇用者に対する給与等の支給額　(16)」を「「継続雇用者に対する給与等の支給額　(18)」に、「第42条の12の５第３項第４号」を「第42条の12の５第５項第４号」に改める。

別表六(ハ)の表中「((3)≧0.01又は0.005)、((1)＞(2))又は((1)＝(2)＝０)」を「((3)≧0.01)、((1)＞(2))又は((1)＝(2)＝０)」に、「各通算法人の当期償却費総額の合計額の30％相当額 (6)×30/100」を「当期償却費 (6)×30/100 総額基準額 又は40/100」に改め、同表の記載要領第１号中「特例)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13第５項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）」を加え、「対象年度（同法第42条の13第５項に規定する対象年度をいう。以下この記載要領において同じ。）に該当する適用対象事業年度（同法」を「租税特別措置法」に、「をいう。）」を「である同法第42条の13第５項に規定する対象年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、同条第７項第２号の規定により同条第５項に規定する対象年度とされた事業年度。以下この記載要領において「対象年度」という。）」に、「同法第42条の13第１項第１号」を「同条第１項第１号」に、「同法第42条の13第７項第３号」を「同条第７項第３号」に、「次号(2)」を「次号(2)イ(i)及び(ii)」に改め、同第11号中「「((3)≧0.01又は0.005)、((1)＞(2))又は((1)＝(2)＝０)　(4)」を「「((3)≧0.01)、((1)＞(2))又は((1)＝(2)＝０)　(4)」に改め、同号(1)中「又は0.005」を削り、同号(2)を次のように改める。

(2)　次に掲げる場合に該当する場合　「、((1)＞(2))」を消すこと。

イ　当該通算法人の対象年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和６年４月１日以後に開始する事業年度である場合において、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき。

(i)　当該通算法人若しくは他の通算法人のいずれかが、別表十八(二)「４」の金額が10億円以上であり、かつ、同表「５」の数が1,000人以上である場合又は当該通算法人若しくは他の通算法人のいずれかが、同表「５」の数が2,000人を超える場合

(ii)　「各通算法人の前事業年度の基準通算所得等金額の合計額を合計した金額（別表十八(二)「11の計」）（マイナスの場合は０）」(12)の金額が０を超える場合又は当該通算法人の対象年度が合併等事業年度（租税特別措置法第42条の13第７項第４号に規定する合併等事業年度をいう。第４号において同じ。）に該当する場合

ロ　当該通算法人の対象年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和６年４月１日前に開始した事業年度である場合において、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき。

(i)　当該通算法人又は他の通算法人のいずれかが、別表十八(二)「４」の金額が10億円以上であり、かつ、同表「５」の数が1,000人以上である場合

(ii)　イ(ii)に掲げる場合

別表六(ハ)の記載要領第五号を同第六号とし、同第四号中「(当該」の次に「通算法人の」を加え、同号を同第五号とし、同第三号中「対象年度が租税特別措置法第42条の13第７項第４号に規定する」を「通算法人の対象年度が」に改め、同号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。

3　「当期償却費総額基準額 (6)×30又は40/100　(7)」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1)　(2)に掲げる場合以外の場合　「又は40」を消すこと。

(2)　当該通算法人の対象年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和６年４月１日以後に開始する事業年度である場合において、前号(2)イ(i)及び(ii)に掲げる場合のいずれにも該当するとき　「30又は」を消すこと。

別表六(ヘ)の表を次のように改める。

別表六（九）　一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否							
試験研究費の額		1	円	調整前法人税額（別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」）		16	円
控除の額の計算対象試験研究費	同上のうち特別試験研究費以外の額	2		当期税額基準額の計算	令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合 (7)＞４％の場合 ((7)－4/100)×0.625（小数点以下３位未満切捨て）（0.05を超える場合は0.05）	17	
	(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3					
	控除対象試験研究費の額 (2)＋(3)	4					
増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の額（別表六(十一)「5」）	5			(7)＜マイナス４％の場合（(9)＞10％の場合を除く。） ((7)＋4/100)×0.625（小数点以下３位未満切捨て）（マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05）	18	
	増減試験研究費の額 (1)－(5)	6					
	増減試験研究費割合 (6)/(5)	7					
令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合の試験研究費割合の計算	平均売上金額（別表六(十一)「10」）	8	円		(9)＞10％の場合の特例加算割合 ((9)－10/100)×2（小数点以下３位未満切捨て）（0.1を超える場合は0.1）	19	
	試験研究費割合 (1)/(8)	9			当期税額基準額 ((16)＋(別表六(十三)「9」))×(0.25＋(((17)と(19)のうち高い割合)又は(18)))	20	円
税額控除割合の計算	設立事業年度の場合又は(5)＝０の場合	10	0.085	当期税額控除可能額 ((15)と(20)のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「26」、「29」又は「31」)		21	
	(7)＞12％かつ令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合 11.5/100＋((7)－12/100)×0.375	11		調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「8の①」）		22	
	(10)及び(11)以外の場合 11.5/100－(12/100－(7))×0.25（0.01未満の場合は0.01）	12		法人税額の特別控除額 (21)－(22)		23	
	(9)＞10％の場合の控除割増率 ((9)－10/100)×0.5（0.1を超える場合は0.1）	13					
	税額控除割合 ((10)、(11)又は(12))＋((10)、(11)又は(12))×(13)（小数点以下３位未満切捨て）（0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14）	14					
税額控除限度額 (4)×(14)		15	円				

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表六(九)の記載要領等第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号」を「同条第８項第３号」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４第１項」を削り、同第11号中「令和６年４月１日」を「令和９年４月１日」に、「事業年度に該当する」を「事業年度である」に改め、同号(1)中「若しくは「14」」を「、「12」若しくは「16」」に改め、同第13号中

「「税額控除割合 ((10)、(15)又は(16))＋((10)、(15)又は(16))×(11)（小数点以下３位未満切捨て）(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)」」を「「税額控除割合 ((10)、(11)又は(12))＋((10)、(11)又は(12))×(13)（小数点以下３位未満切捨て）(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)」」に改め、同第四号及び第五号を次のように改める。

４　「(7)　＞　４　％　の　場　合　((7)－4/100)×0.625（小数点以下３位未満切捨て）(0.05を超える場合は0.05)」(17)及び「(7)＜マイナス４％の場合((9)＞10％の場合を除く。)　((7)＋4/100)×0.625（小数点以下３位未満切捨て）(マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)」(18)の各欄は、当該事業年度が租税特別措置法第42条の４第19項第４号に規定する設立事業年度である場合又は「比較試験研究費の額（別表六(十一)「５」）(5)」の金額が０である場合には、記載しないこと。

５　「当期税額基準額((16)＋(別表六(十三)「９」))×(0.25＋((17)と(19)のうち高い割合)又は(18)))(20)」の欄は、当該事業年度が租税特別措置法第42条の４第３項第１号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度である場合には、「0.25」とあるのは、「0.4」として記載すること。

別表六(九)の記載要領等第六号中「「当期税額控除可能額((18)と((22)又は(25))のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「31」、「34」又は「36」)(26)」」を「「当期税額控除可能額((15)と(20)のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「26」、「29」又は「31」)(21)」」に、「「((18)と((22)又は(25))」を「「((15)と(20)」に、「別表六(九)付表「31」、「34」又は「36」)」」を「別表六(九)付表「26」、「29」又は「31」)」」に改める。

別表六(九)付表の表を次のように改める。

別表六（九）付表　通算法人の一般試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

他の通算法人の試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「12の計」)－(別表六(九)「1」)		1	円	
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)＋(別表六(九)「1」)		2		
合算増減試験研究費割合の計算	控除対象試験研究費の額の合計額の計算	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」)－(別表六(九)「4」)	3	
		各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3)＋(別表六(九)「4」)	4	
		他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」)－(別表六(九)「5」)	5	
		各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)＋(別表六(九)「5」)	6	
		合算増減試験研究費の額 (2)－(6)	7	
		合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8	
通算親法人の事業年度が令和8年3月31日以前に開始する事業年度の場合の合算試験研究費割合の計算		他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」)－(別表六(九)「8」)	9	円
		各通算法人の平均売上金額の合計額 (9)＋(別表六(九)「8」)	10	
		合算試験研究費割合 $\frac{(2)}{(10)}$	11	
合算税額控除割合の計算		(6)＝0の場合	12	0.085
		(8)＞12%かつ通算親法人の事業年度が令和8年3月31日以前に開始する事業年度の場合 $\frac{11.5}{100}+((8)-\frac{12}{100})\times 0.375$	13	
		(12)及び(13)以外の場合 $\frac{11.5}{100}-(\frac{12}{100}-(8))\times 0.25$ (0.01未満の場合は0.01)	14	
		(11)＞10%の場合の控除割増率 $((11)-\frac{10}{100})\times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	15	
		合算税額控除割合 ((12)、(13)又は(14))＋((12)、(13)又は(14))×(15) (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	16	
試験研究費基準額 (4)×(16)			17	円

他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」)－(別表六(九)「16」)			18	円
各通算法人の調整前法人税額の合計額 (18)＋(別表六(九)「16」)			19	
法人税額基準額の計算	通算親法人の事業年度が令和8年3月31日以前に開始する事業年度の場合	(8)＞4%の場合 $((8)-\frac{4}{100})\times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05)	20	
		(8)＜マイナス4%の場合((11)＞10%の場合を除く。) $((8)+\frac{4}{100})\times 0.625$ (小数点以下3位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)	21	
		(11)＞10%の場合の特例加算割合 $((11)-\frac{10}{100})\times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	22	
		法人税額基準額 ((19)＋(別表六(十三)「9」))×(0.25＋(((20)と(22)のうち高い割合)又は(21)))	23	円
税額控除可能額 ((17)と(23)のうち少ない金額)			24	
控除分配割合 (別表六(九)「16」)÷(19)			25	――
税額控除可能分配額 (24)×(25)			26	円
この申告が修正申告である場合		当初申告税額控除可能額 (当初申告の(24))	27	
		当初申告税額控除可能分配額 (当初申告の(26))	28	
		(24)≧(27)の場合 (28)	29	
	(24)＜(27)の場合	税額控除超過額 (27)－(24)	30	
		(28)＞0の場合の税額控除可能分配額 (28)－(30) (マイナスの場合は0)	31	
		(30)＞(28)の場合の税額控除超過取戻税額 (30)－(28)	32	
	非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える場合	非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額	33	
		(33)の法人税額相当額	34	
		(34)の当期税額基準額 (34)×(0.25＋(((20)と(22)のうち高い割合)又は(21)))	35	
		調整後税額控除可能額 ((17)と((23)－(35))のうち少ない金額)	36	
		(27)＞(36)の場合の非特定欠損金調整取戻税額 (27)－(36)	37	

（用紙の大きさは、日本産業規格A4）

別表六(九)付表の記載要領第１号中「以下この記載要領」を「第３号及び第５号」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号イ」を「同条第８項第３号イ」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４第１項」を削り、同第11号(5)中「「他の通算法人の調整前法人税額の合計額(別表十八(二)「16の計」)－(別表六(九)「19」)　(21)」」を「「他の通算法人の調整前法人税額の合計額(別表十八(二)「16の計」)－(別表六(九)「16」)　(18)」」に、「別表六(九)付表「21」」を「別表六(九)付表「18」」に改め、同号(6)中「「税額控除可能分配額(29)×(30)　(31)」」を「「税額控除可能分配額(24)×(25)　(26)」」に改め、同第11号中「「合算税額控除割合((12)、(17)又は(18))＋((12)、(17)又は(18))×(13)(小数点以下３位未満切捨て)(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)　(19)」」を「「合算税額控除割合((12)、(13)又は(14))＋((12)、(13)又は(14))×(15)(小数点以下３位未満切捨て)(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)　(16)」」に改め、「及び第９号」を削り、同第四号及び第五号を次のように改める。

4　「(8)　＞　４　％　の　場　合　((8)－4/100)×0.625(小数点以下３位未満切捨て)(0.05を超える場合は0.05)　(20)」及び「(8)＜マイナス４％の場合((11)＞10％の場合を除く。)　((8)＋4/100)×0.625(小数点以下３位未満切捨て)(マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)　(21)」の各欄は、「各通算法人の比較試験研究費の額の合計額(5)＋(別表六(九)「５」)　(6)」の金額が０である場合には、記載しないこと。

5　「法人税額基準額((19)＋(別表六(十三)「９」))×(0.25＋((20)と(22)のうち高い割合)又は(21))　(23)」及び「(34)の当期税額基準額(34)×(0.25＋((20)と(22)のうち高い割合)又は(21))　(35)」の各欄は、当該適用対象事業年度が租税特別措置法第42条の４第８項第９号イ(1)に掲げる事業年度である場合には、「0.25」とあるのは、「0.4」として記載すること。

別表六(九)付表の記載要領第七号中「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　(38)」」を「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　(33)」」に改め、同第八号中「「(38)の法人税額相当額　(39)」」を「「(33)の法人税額相当額　(34)」」に、「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　(38)」」を「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　(33)」」に改め、同第九号を削り、同第十号中「「調整後税額控除可能額((20)と((25)又は(28))－(40))のうち少ない金額)　(41)」」を「「調整後税額控除可能額((17)と((23)－(35))のうち少ない金額)　(36)」」に改め、同号(1)中「((25)又は(28))－(40)」を「(23)－(35)」に改め、同号(2)中「(20)と((25)又は(28))－(40)」を「(17)と((23)－(35)」に、「＋(35)」を「＋(30)」に改め、同号を同第九号とする。

別表六(十)の表を次のように改める。

別表六（十）　中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

試験研究費の額		1	円	中小企業者等税額控除限度額 (4)×((12)又は0.12)		13	円	
控除対象試験研究費の額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額	2		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)		14		
	(1)のうち中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3						
	控除対象試験研究費の額 (2)＋(3)	4		当期税額基準額の計算	令和8年度の場合3月31日以前に開始する事業年度 (7)＞12％の場合	15	0.35	
増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の額 (別表六(十一)「5」)	5			(9)＞10％の場合の特例加算割合 $((9)-\frac{10}{100})\times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	16		
	増減試験研究費の額 (1)－(5)	6			当期税額基準額 ((14)＋(別表六(十三)「9」))×((15)、(0.25＋(16))又は0.25)	17	円	
	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7		当期税額控除可能額 ((13)と(17)のうち少ない金額)又は(別表六(十)付表「23」、「26」又は「28」)		18		
試験研究費割合の計算	平均売上金額 (別表六(十一)「10」)	8	円	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)		19		
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	9		法人税額の特別控除額 (18)－(19)		20		
税額控除割合の計算	割増前税額控除割合 $\frac{12}{100}+((7)-\frac{12}{100})\times 0.375$ (0.12未満の場合、設立事業年度の場合又は(5)＝0の場合は0.12)	10						
	(9)＞10％の場合の控除割増率 $((9)-\frac{10}{100})\times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	11						
	税額控除割合 (10)＋(10)×(11) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12						

（用紙の大きさは、日本産業規格A4）

別表六(十)の記載要領等第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号」を「同条第８項第３号」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４第４項」を削り、同第三号及び第四号を削り、同第五号中「「当期税額控除可能額(⑬と⑱のうち少ない金額)又は(別表六(十)付表「24」、「27」又は「29」)⑲」」を「「当期税額控除可能額(⑬と⑰のうち少ない金額)又は(別表六(十)付表「23」、「26」又は「28」)⑱」」に、「「(⑬と⑱」を「「(⑬と⑰」に、「別表六(十)付表「24」、「27」又は「29」)」」を「別表六(十)付表「23」、「26」又は「28」)」」に改め、同号を同第三号とする。

別表六(十)付表の表を次のように改める。

別表六（十）付表　通算法人である中小企業者等の試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

	他の通算法人の試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「12の計」）－（別表六（十）「1」）	1	円		他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八（二）「16の計」）－（別表六（十）「14」）	16	円
	各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)＋（別表六（十）「1」）	2			各通算法人の調整前法人税額の合計額 (16)＋（別表六（十）「14」）	17	
控除対象試験研究費の額の合計額の計算	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「13の計」）－（別表六（十）「4」）	3		法人税額基準額の計算	通算親法人の事業年度が令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合 (8) ＞ 12％の場合	18	0.35
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3)＋（別表六（十）「4」）	4			(11)＞10％の場合の特例加算割合 $((11)-\frac{10}{100})\times 2$ （小数点以下３位未満切捨て） （0.1を超える場合は0.1）	19	
合算増減試験研究費割合の計算	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「14の計」）－（別表六（十）「5」）	5			法人税額基準額 ((17)＋（別表六（十三）「9」））×((18)、(0.25＋(19))又は0.25)	20	円
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)＋（別表六（十）「5」）	6		税額控除可能額 ((15)と(20)のうち少ない金額)		21	
	合算増減試験研究費の額 (2)－(6)	7		控除分配割合 （別表六（十）「14」）÷(17)		22	――
	合算増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$	8		税額控除可能分配額 (21)×(22)		23	円
合算試験研究費割合の計算	他の通算法人の平均売上金額の合計額（別表十八（二）「15の計」）－（別表六（十）「8」）	9	円	この申告が修正申告である場合	当初申告税額控除可能額（当初申告の(21)）	24	
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9)＋（別表六（十）「8」）	10			当初申告税額控除可能分配額（当初申告の(23)）	25	
	合算試験研究費割合 $\frac{(2)}{(10)}$	11			(21) ≧ (24) の場合 (25)	26	
合算税額控除割合の計算	割増前合算税額控除割合 $\frac{12}{100}+((8)-\frac{12}{100})\times 0.375$ （0.12未満の場合又は(6)＝０の場合は0.12）	12			(21)＜(24)の場合 税額控除超過額 (24)－(21)	27	
	(11)＞10％の場合の控除割増率 $((11)-\frac{10}{100})\times 0.5$ （0.1を超える場合は0.1）	13			(25)＞０の場合の税額控除可能分配額 (25)－(27) （マイナスの場合は０）	28	
	合算税額控除割合 (12)＋(12)×(13) （小数点以下３位未満切捨て） （0.17を超える場合は0.17）	14			(27)＞(25)の場合の税額控除超過取戻税額 (27)－(25)	29	
中小企業者等試験研究費基準額 (4)×((14)又は0.12)		15	円		非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える場合 非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額	30	
					(30)の法人税額相当額	31	
					(31)の当期税額基準額 (31)×((18)、(0.25＋(19))又は0.25)	32	
					調整後税額控除可能額 ((15)と((20)－(32))のうち少ない金額)	33	
					(24)＞(33)の場合の非特定欠損金調整取戻税額 (24)－(33)	34	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表六㈠付表の記載要領第１号中「以下この記載要領」を「第３号」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号イ」を「同条第８項第３号イ」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４第４項」を削り、同第11号㈠中「第７号」を「第５号」に改め、同号⑥中「「税額控除可能分配額 ㉒×㉓ ㉔」」を「「税額控除可能分配額 ㉑×㉒ ㉓」」に改め、同第11号中「。次号及び第５号において同じ。」を削り、同第四号及び第五号を削り、同第六号を同第四号とし、同第七号中「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　㉛」」を「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　㉚」」に改め、同号を同第五号とし、同第八号中「「㉛の法人税額相当額　㉜」」を「「㉚の法人税額相当額　㉛」」に、「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　㉛」」を「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　㉚」」に改め、同号を同第六号とし、同第九号中「「調整後税額控除可能額 ⑮と(㉑－㉝)のうち少ない金額 ㉞」」を「「調整後税額控除可能額 ⑮と(⑳－㉜)のうち少ない金額 ㉝」」に改め、同号㈠中「㉑－㉝」を「⑳－㉜」に改め、同号㈡中「㉑－㉝」を「⑳－㉜」に、「＋㉘」を「＋㉗」に改め、同号を同第七号とする。

別表六㈡の記載要領㈠中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号」を「同条第８項第３号」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４第１項」を削り、同㈡中「次に掲げる」を「同条第５項各号又は第６項各号に掲げる」に、「それぞれ次に定める」を「同条第４項の」に改め、同㈡イ及びロを削り、同㈢中「次に掲げる事業年度」を「対象事業年度（同項第８号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)から(3)までに掲げる事業年度又は同項第９号ロに規定する各事業年度のうち同号ロ(1)若しくは(2)に掲げる事業年度をいう。(3)において同じ。）」に、「それぞれ次に定める」を「同条第４項の」に、「同号イ」を「同条第８項第３号イ」に、「当該事業年度」を「当該対象事業年度」に、「当該規定」を「同条第４項の規定」に改め、同㈢イ及びロを削る。

別表六㈡及び別表六㈢を削る。

別表六㈣の表中

「	当期税額基準額 ((7)＋(別表六(十五)「18」))×10/100
	当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十四)付表二「13」、「16」又は「18」) 」

を

「	当期税額基準額 ((7)＋(別表六(十三)「18」))×10/100
	当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十二)付表二「13」、「16」又は「18」) 」

に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号」を「同条第８項第３号」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４第７項」を削り、同第11号中「令和６年４月１日」を「令和９年４月１日」に、「事業年度に該当する」を「事業年度である」に改め、同号㈡中「若しくは「14」」を「、「12」若しくは「16」」に改め、同第11号中「「当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十四)付表二「13」、「16」又は「18」) (9)」」を「「当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十二)付表二「13」、「16」又は「18」) (9)」」に、「「又は(別表六(十四)付表二「13」」を「「又は(別表六(十二)付表二「13」」に改め、同表を別表六㈡とし、別表六㈣付表一を別表六㈡付表一とする。

別表六(十四)付表一一の表中

他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「22の計」）－(別表六(十四)「３」)	他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「19の計」）－(別表六(十二)「３」)
各通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額 (1)＋(別表六(十四)「３」)	各通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額 (1)＋(別表六(十二)「３」)
他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「23の計」）－(別表六(十四)「４」)	他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「20の計」）－(別表六(十二)「４」)
各通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (3)＋(別表六(十四)「４」)	各通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (3)＋(別表六(十二)「４」)
他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「24の計」）－(別表六(十四)「５」)	他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「21の計」）－(別表六(十二)「５」)
各通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (5)＋(別表六(十四)「５」)	各通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (5)＋(別表六(十二)「５」)

を

他の通算法人の調整前法人税額の（別表十八(二)「25の計」）－(別表六(十四)
各通算法人の調整前法人税額の (8)＋(別表六(十四)「７」)
法人税額基準額 ((9)＋(別表六(十五)「18」))×$\frac{10}{100}$

に、

合計額「７」)	他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八(二)「22の計」）－(別表六(十二)「７」)
合計額	各通算法人の調整前法人税額の合計額 (8)＋(別表六(十二)「７」)
額	法人税額基準額 ((9)＋(別表六(十三)「18」))×$\frac{10}{100}$

を

控除分配割合 (別表六(十四)「７」)÷(9)

に、

控除分配割合 (別表六(十二)「７」)÷(9)

に

改め、同表の記載要領等第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号イ」を「同条第８項第３号イ」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４第７項」を削り、同表

一一号(1)から(4)までを次のように改める。

⑴　「他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「19の計」）－(別表六(十二)「３」）」⑴」の欄には、確定申告書等（租税特別措置法第２条第２項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいう。以下この号及び第４号において同じ。）に添付された別表六(十二)付表二「１」の金額を記載すること。

⑵　「他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「20の計」）－(別表六(十二)「４」）」⑶」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十二)付表二「３」の金額を記載すること。

⑶　「他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「21の計」）－(別表六(十二)「５」）」⑸」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十二)付表二「５」の金額を記載すること。

⑷　「他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八(二)「22の計」）－(別表六(十二)「７」）」⑻」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十二)付表二「８」の金額を記載すること。

別表六(十四)付表一一を別表六(十一)付表一一とする。

別表六(十五)の表中「欠損金増加合計額（５の計）又は(別表十八(二)「28の計」）」を「欠損金増加合計額（５の計）又は(別表十八(二)「25の計」）」に、「欠損金増加合計額(14の計）又は(別表十八(二)「29の計」）」を「欠損金増加合計額(14の計）又は(別表十八(二)「26の計」）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）(同条第18項において準用する場合を含む。)」を削り、同第11号⑵中「別表六(十五)「３」」を「別表六(十三)「３」」に改め、同第11号⑴を次のように改める。

⑴　「欠損金増加合計額（５の計）又は(別表十八(二)「25の計」）⑹」の欄　当該通算法人等が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には「（５の計）又は」を消し、その他の場合には「又は(別表十八(二)「25の計」)」を消すこと。

別表六(十五)の記載要領第11号⑵中「「欠損金増加合計額（５の計）又は(別表十八(二)「28の計」）⑹」」を「「欠損金増加合計額（５の計）又は(別表十八(二)「25の計」）⑹」」に改め、同表を別表六(十一)とする。

別表六(十六)の表中「当初申告税額控除可能額(当該過去適用事業年度等の当初申告の(別表六(九)付表「29」又は別表六(十)付表「22」))」を「当初申告税額控除可能額(当該過去適用事業年度等の当初申告の(別表六(九)付表「24」又は別表六(十)付表「21」))」に、「非特定欠損金調整取戻税額の合計額(当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「27の計」）」を「非特定欠損金調整取戻税額の合計額(当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「24の計」）」に、「税額控除超過額の合計額(当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「26の計」）」を「税額控除超過額の合計額(当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「23の計」）」に、「当初申告税額控除可能額(当該過去適用事業年度等の当初申告の別表六(十四)付表二「11」）」を「当初申告税額控除可能額(当該過去適用事業年度等の当初申告の別表六(十二)付表二「11」）」に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第13項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）(同条第18項において準用する場合を含む。)」を削り、同第11号⑴中「別表六(九)付表「20」」を「別表六(九)付表「17」」に改め、同号⑵中「別表六(九)付表「25」若しくは「28」又は別表六(十)付表「21」」を「別表六(九)付表「23」又は別表六(十)付表「20」」に改め、同号⑶中「別表六(九)付表「30」又は別表六(十)付表「23」」を「別表六(九)付表「25」又は別表六(十)付表「22」」に改め、同号⑷中「別表六(十四)付表二「７」」を「別表六(十二)付表二「７」」に改め、同号⑸中「別表六(十四)付表二「10」」を「別表六(十二)付表二「10」」に改め、同号⑹中「別表六(十四)付表二「12」」を「別表六(十二)付表二「12」」に改め、同第11号⑴中「別表六(十六)「４」」を「別表六(十四)「４」」に改め、同号⑵中「別表六(十六)「６」」を「別表六(十四)「６」」に改め、同号⑶中「別表六(十六)「11」」を「別表六(十四)「11」」に改め、同表を別表六(十四)とする。

別表六(十七)の表中「差引当期税額基準額残額 ⑬－⑭－(別表六(二十五)「15」)」を「差引当期税額基準額残額 ⑬－⑭－(別表六(二十三)「15」)」に改め、同表の記載要領第１号中「(第３号において「令和５年旧措置法」という。)第42条の６第２項若しくは第３項」を「第42条の６第３項」に改め、「受ける場合」の次に「(当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において租税特別措置法第42条の６第３項の規定の適用を受けようとする場合を含む。)」を加え、同第２号中「又は令和５年旧措置法第42条の６第１項第１号から第３号まで」を削り、「租税特別措置法第42条の６第１項第５号又は令和５年旧措置法第42条の６第１項第４号」を「同項第５号」に改め、同表を別表六(十五)とする。

別表六(十八)の記載要領第１号中「。次号において「令和４年改正法」という。」を削り、「(次号」を「(以下この号及び次号」に改め、「第７条の規定による改正前の租税特別措置法」の次に「(以下この号において「令和３年旧措置法」という。)」を、「受ける場合」の次に「(当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において租税特別措置法第42条の９第２項、令和４年旧措置法第42条の９第２項又は令和３年旧措置法第42条の９第２項の規定の適用を受けようとする場合を含む。)」を加え、同第２号中「又は令和４年改正法附則第40条第２項若しくは第３項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第42条の９第１項」を削り、同表を別表六(十六)とし、別表六(十九)を別表六(十七)とする。

別表六(二十)の表中「⑾のうち(7)が平成31年３月31日以前であるものに係る額の合計額」を「⑾のうち(7)が令和６年３月31日以前であるものに係る額の合計額」に、「⑾のうち(7)が平成31年４月１日以後であるものに係る額の合計額」を「⑾のうち(7)が令和６年４月１日以後であるものに係る額の合計額」に、「⑭のうち(6)が平成31年３月31日以前であるものに係る額」を「⑭のうち(6)が令和６年３月31日以前であるものに係る額」に、

$((⑫-⑬)+((⑯-⑰))\times\frac{12}{100}+(⑬+⑰)\times\frac{6}{100}$	$((⑫-⑬)+((⑯-⑰))\times\frac{10}{100}+(⑬+⑰)\times\frac{5}{100}$
$((⑭-⑮)-((⑯-⑰))\times\frac{10}{100}+(⑮-⑰)\times\frac{5}{100}$	$((⑭-⑮)-((⑯-⑰))\times\frac{8}{100}+(⑮-⑰)\times\frac{4}{100}$

を

に改め、同表の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第42条の11第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の」を加え、同表を別表六(十八)とし、同表の次に次の１表を加える。

別表六（十九）　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否							
促進区域		1					
承認地域経済牽引事業の内容		2					
資産区分	種類	3					
	構造、用途、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	7	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)－(9)	10					

法人税額の特別控除額の計算					
取得価額の合計額 ((10)の合計)	11	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)	16	円
同上のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額	12		当期税額基準額 $(16)\times\frac{20}{100}$	17	
同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額	13		当期税額控除可能額 ((15)と(17)のうち少ない金額)	18	
同上のうち地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業の用に供したものに係る額	14		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑩」)	19	
税額控除限度額 $((12)-(13))\times\frac{4}{100}+((13)-(14))\times\frac{5}{100}+(14)\times\frac{6}{100}+((11)-(12))\times\frac{2}{100}$	15		法人税額の特別控除額 (18)－(19)	20	

機械設備等の概要

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表六（十九）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「特定税額控除規定の適用可否」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

⑴　別表六（七）「６」、「７」、「11」、「12」又は「16」の要件のいずれかに該当する場合

⑵　租税特別措置法第42条の４第19項第７号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者（同項第８号に規定する適用除外事業者又は同項第８号の２に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第９号に規定する農業協同組合等に該当する場合

3　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑼」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

4　「差引改定取得価額　(8)−(9)　⑽」の欄は、特定事業用機械等（租税特別措置法第42条の11の２第１項に規定する特定事業用機械等をいう。）に係る一の特定地域経済牽引事業施設等（同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいう。）を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超える場合には、

「差　引　改　定　取　得　価　額

80億円×(8)−(9) / 一の特定地域経済牽引事業施設機械及び装置、器具及び備品、附属設備並びに構築物の取得価額等を構成する建物及びその額の合計額

」

⑽　と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

5　「同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額　⒀」の欄は、「同上のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額　⑿」の金額のうち特定法人（租税特別措置法第42条の11の２第１項第１号に規定する特定法人をいう。次号において同じ。）がその同項に規定する承認地域経済牽引事業（租税特別措置法施行令第27条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。次号において「承認地域経済牽引事業」という。）の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品に係る額の合計額を記載すること。

6　「同上のうち地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼす事業の用に供したものに係る額　⒁」の欄は、「同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額　⒀」の金額のうち特定法人がその承認地域経済牽引事業（租税特別措置法施行令第27条の11の２第３項の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品に係る額の合計額を記載すること。

別表六(十一)を削る。

別表六(十一)の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第42条の11の３第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の」を加え、同表の記載要領に次の１号を加える。

3　「差引改定取得価額　(8)−(9)　⑽」の欄は、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日　⑴」の欄に記載された日が令和６年４月１日以後である場合において、特定建物等（租税特別措置法第42条の11の３第１項に規定する特定建物等をいう。）に係る一の特定業務施設（同項に規定する特定業務施設をいう。）を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を

「差　引　改　定　取　得　価　額

超えるときは、80億円×(8)−(9) / 一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額

」

⑽　と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「建物等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

別表六(十一)を別表六(十)とし、同表の次に次の１表を加える。

別表六（二十一）　地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画等に関する事項

認定年月日	1　・　・	新設特定業務施設の事業供用日	2　・　・	事業実施地域	

地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算

基準雇用者数 (34)	3	人	移転型新規雇用者総数	14	人
地方事業所基準雇用者数	4		移転型特定非新規雇用者数	15	
調整地方事業所基準雇用者数 ((3)と(4)のうち少ない数) (マイナスの場合は０)	5		移転型特定非新規雇用者基礎数 (((13)－(14))と(15)のうち少ない数) (マイナスの場合は０)	16	
特定新規雇用者数	6		対象移転型特定非新規雇用者基礎数 ((12)と(16)のうち少ない数)	17	
特定新規雇用者基礎数 ((5)と(6)のうち少ない数)	7		税額控除限度額 30万円×(7)＋20万円×((9)＋(12)＋(17))	18	円
移転型特定新規雇用者数	8		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)	19	
移転型特定新規雇用者基礎数 ((7)と(8)のうち少ない数)	9		当期税額基準額 (19)×20/100	20	
新規雇用者総数	10				
特定非新規雇用者数	11		当期税額控除可能額 ((18)と(20)のうち少ない金額)	21	
特定非新規雇用者基礎数 (((5)－(10))と(11)のうち少ない数) (マイナスの場合は０)	12		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑫」)	22	
移転型地方事業所基準雇用者数	13		当期税額控除額 (21)－(22)	23	

地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算

基準年度		・　・ ・　・	当期税額控除可能額 ((25)と(26)のうち少ない金額)	27	円
地方事業所特別基準雇用者数 (40)	24	内　人	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑬」)	28	
地方事業所特別税額控除限度額 40万円×((24)－(24の内書))＋30万円×(24の内書)	25	円	当期税額控除額 (27)－(28)	29	
差引当期税額基準額残額 (20)－(別表六(二十)「16」)－(21)	26				
法人税額の特別控除額 (23)＋(29)				30	

基準雇用者数に関する明細

当期の終了の日における雇用者の数	当期の開始の日の前日における雇用者の数	(32)のうち当期の終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	基準雇用者数 (31)－((32)－(33))
31	32	33	34
人	人	人	人

地方事業所特別基準雇用者数に関する明細

適用年度	(1)が令和６年３月31日以前である場合	(1)が令和６年４月１日以後である場合		
	地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数	措法第42条の12第６項第16号イに掲げる数	措法第42条の12第６項第16号ロに掲げる数	地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる雇用者の数 ((37)と(38)のうち少ない数) (マイナスの場合は０)
35	36	37	38	39
・　・ ・　・	内　人	内　人	内　人	内　人
・　・ ・　・	内	内	内	内
・　・ ・　・	内	内	内	内
当期分	内	内	内	内

地方事業所特別基準雇用者数 ((36)の計と０のうち多い数)＋((39)の計)	40	内　人

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表六（二十一）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和６年旧措置法」という。）第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「税額控除限度額 30万円×(7)＋20万円×((9)＋(12)＋(17)) (18)」の欄は、通算法人が租税特別措置法第42条の12第６項第３号又は令和６年旧措置法第42条の12第６項第１号に規定する適用年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）において租税特別措置法第42条の12第１項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる金額の合計額を記載すること。

(1)　30万円に「特定新規雇用者基礎数 ((5)と(6)のうち少ない数) (7)」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十一）付表「10」の割合を乗じて計算した金額

(2)　20万円に「移転型特定新規雇用者基礎数 ((7)と(8)のうち少ない数) (9)」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十一）付表「11」の割合を乗じて計算した金額

(3)　20万円に「特定非新規雇用者基礎数 ((5)－(10)と(11)のうち少ない数) (12) （マイナスの場合は０）」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十一）付表「12」の割合を乗じて計算した金額

(4)　20万円に「対象移転型特定非新規雇用者基礎数 ((12)と(16)のうち少ない数) (17)」の数を乗じて計算した金額に、別表六（二十一）付表「13」の割合を乗じて計算した金額

3　「基準年度」の欄は、租税特別措置法第42条の12第１項の規定の適用を受ける又は受けた事業年度（同条第２項に規定する要件適格法人の(1)から(4)までに掲げる規定の適用を受ける事業年度及び所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。(5)において「令和２年改正法」という。）附則第115条第１項（第16条の規定による改正に伴う地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する要件適格連結法人の(5)から(9)までに掲げる規定の適用を受けた連結事業年度を含む。）を記載すること。

(1)　租税特別措置法第42条の11の３第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

(2)　(1)に掲げる規定に係る租税特別措置法第52条の２第１項又は第４項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定

(3)　(1)に掲げる規定に係る租税特別措置法第52条の３第１項から第３項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定

(4)　租税特別措置法第42条の11の３第２項の規定

(5)　令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の15第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

(6)　(5)に掲げる規定に係る令和２年旧措置法第68条の40第１項又は第４項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定

(7)　(5)に掲げる規定に係る令和２年旧措置法第68条の41第１項から第３項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定

(8)　令和２年旧措置法第68条の15第２項の規定

(9)　令和２年旧措置法第68条の15の２第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定

4　「地方事業所特別税額控除限度額 40万円×((24)－(24の内書))＋30万円×(24の内書) (25)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該事業年度が１年に満たない場合（(2)に規定する場合を除く。）には、「40万円」とあるのは「$40\text{万円}\times\frac{\text{当期の月数}}{12}$」と、「30万円」とあるのは「$30\text{万円}\times\frac{\text{当期の月数}}{12}$」として記載すること。

(2)　基準日（租税特別措置法第42条の12第１項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項に規定する計画の認定を受けた日（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同条第６項第１号に規定する特定業務施設の新設に係るものであり、かつ、同日が令和６年４月１日以後である場合には、当該特定業務施設を事業の用に供した日）をいう。）の翌日以後２年を経過する日を含む同条第６項第３号又は令和６年旧措置法第42条の12第６項第１号に規定する適用年度において租税特別措置法施行令第27条の12第16項各号（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第151号）による改正前の租税特別措置法施行令第27条の12第16項各号（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合には、「40万円」とあるのは「$40\text{万円}\times\frac{\text{当該事業年度開始の日から基準日を含む事業年度開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数}}{12}$」と、「30万円」とあるのは「$30\text{万円}\times\frac{\text{当該事業年度開始の日から基準日を含む事業年度開始の日以後３年を経過する日までの期間の月数}}{12}$」として記載すること。

5　「地方事業所特別基準雇用者数に関する明細」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる地方事業所基準雇用者数 (36)」の各欄は、令和６年旧措置法第42条の12第６項第15号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、同号に規定する証明がされた数を記載すること。

⑵　「措法第42条の12第６項第16号イに掲げる数　㊲」及び「措法第42条の12第６項第16号ロに掲げる数　㊳」の各欄は、租税特別措置法第42条の12第６項第16号に規定する基準日以後に終了する各事業年度ごとに、同号イ及びロに規定する証明がされた数をそれぞれ記載すること。

⑶　「㊱」から「㊳」までの各欄の内書には、⑴及び⑵により記載した数のうち租税特別措置法第42条の12第２項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第６項第１号に規定する特定業務施設に係る数を記載すること。

⑷　⑴から⑶までにより記載した数の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表六(十一)を削る。

別表六(十一)付表の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第42条の12第６項第３号（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和６年旧措置法」という。）」を加え、「同条第１項」を「租税特別措置法第42条の12第１項又は令和６年旧措置法第42条の12第１項」に、「同項」を「これら」に改め、同表を別表六(十一)付表とする。

別表六(十四)の表中

税額控除超過取戻税額等の加算額 (別表六(十)付表「30」＋「35」)＋(別表六(十四)付表二「19」＋「24」)	を	税額控除超過取戻税額等の加算額 (別表六(十)付表「29」＋「34」)＋(別表六(十二)付表二「19」＋「24」)
法人税額調整加算額 (別表三(二)「25」)＋(別表三(二の二)「26」)＋(別表三(三)「21」)＋(別表六(三十一)「31」)	を	法人税額調整加算額 (別表三(二)「25」)＋(別表三(二の二)「26」)＋(別表三(三)「21」)＋(別表六(三十)「31」)
中小企業者 (別表六(六)「④」から「７の「７の⑮」＋「㉒」から「７の		
中小企業者 (別表六(六)「から「７の⑦」の⑩」から「７＋「７の⑮」かの合計)		

に、

等以外の法人 ７の②」＋「７の⑦」までの合計＋７の⑯」＋「７の㉔」までの合計)	を	中小企業者等以外の法人 (別表六(六)「７の②」＋「７の④」から「７の⑦」までの合計＋「７の⑮」から「７の⑰」までの合計＋「７の㉗」から「７の㉙」までの合計)
業者等 ３」＋「７の②」までの合計＋「７の⑬」までの合計ら「７の㉔」まで		中小企業者等 (別表六(六)「３」＋「７の②」から「７の⑦」までの合計＋「７の⑩」から「７の⑬」までの合計＋「７の⑮」から「７の㉒」までの合計＋「７の㉗」から「７の㉙」までの合計)

に改め、同表の記載要領第11号中「「税額控除超過取戻税額等の加算額　⑿」」を「「税額控除超過取戻税額等の加算額　⑿」」に改め、同号㈠中「(別表六(十)付表「30」＋「35」)＋(別表六(十四)付表二「19」＋「24」)」を「(別表六(十)付表「29」＋「34」)＋(別表六(十二)付表二「19」＋「24」)」に、「第42条の12の５第２項」を「第42条の12の５第３項」に、「「＋(別表六(十四)付表二「19」」を「「＋(別表六(十二)付表二「19」」に改め、同第四号㈡中「上記⑴で」を「⑴により」に改め、同表を別表六(十一)とする。

別表六(十五)の表中

当期税額基準額 ⒀×20/100－(別表六(十七)「14」)	を	当期税額基準額 ⒀×20/100－(別表六(十五)「14」)
差引当期税額基準額残額 ⒁－⒂－(別表六(十七)「19」)	を	差引当期税額基準額残額 ⒁－⒂－(別表六(十五)「19」)

に改め、同表の記載要領第１号中「の租税特別措置法第42条の12の４第２項若しくは第３項」を「の租税特別措置法第42条の12の４第３項」に改め、「受ける場合」の次に「(当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において租税特別措置法第42条の12の４第３項の規定の適用を受けようとする場合を含む。)」を加え、同表を別表六(十二)とし、同表の次に次の１表を加える。

別表六（二十四）　給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・・ ・・	法人名	

期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円	適用可否	3	
期末現在の常時使用する従業員の数	2	人			

法人税額の特別控除額の計算

雇用者給与等支給額（別表六(二十四)付表一「4」）	4	円	税額控除限度額等の計算 令和6年4月1日以後に開始する事業年度の場合 第1項適用の場合 (14) ≧ 4％の場合 (0.05、0.1又は0.15)	29	
比較雇用者給与等支給額（別表六(二十四)付表一「11」）	5		(18)≧10％又は(15)＝(17)＞0の場合で、かつ、(19)≧0.05％の場合 0.05	30	
雇用者給与等支給増加額 (4)－(5)（マイナスの場合は0）	6		プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合 0.05	31	
雇用者給与等支給増加割合 (6)/(5)（(5)＝0の場合は0）	7		税額控除限度額 (22)×(0.1＋(29)＋(30)＋(31))（(14)＜0.03の場合は0）	32	円
調整雇用者給与等支給増加額の計算 調整雇用者給与等支給額（別表六(二十四)付表一「5」）	8	円	第2項適用の場合 (14) ≧ 4％の場合 0.15	33	
調整比較雇用者給与等支給額（別表六(二十四)付表一「12」）	9		(18)≧10％又は(15)＝(17)＞0の場合で、かつ、(19)≧0.05％の場合 0.05	34	
調整雇用者給与等支給増加額 (8)－(9)（マイナスの場合は0）	10		プラチナくるみん又はえるぼし3段階目以上を取得している場合 0.05	35	
継続雇用者給与等支給増加割合の計算 継続雇用者給与等支給額（別表六(二十四)付表一「19の①」）	11		特定税額控除限度額 (22)×(0.1＋(33)＋(34)＋(35))（(14)＜0.03の場合は0）	36	円
継続雇用者比較給与等支給額（別表六(二十四)付表一「19の②」又は「19の③」）	12		第3項適用の場合 (7) ≧ 2.5％の場合 0.15	37	
継続雇用者給与等支給増加額 (11)－(12)（マイナスの場合は0）	13		(18)≧5％又は(15)＝(17)＞0の場合で、かつ、(19)≧0.05％の場合 0.1	38	
継続雇用者給与等支給増加割合 (13)/(12)（(12)＝0の場合は0）	14		くるみん又はえるぼし2段階目以上を取得している場合 0.05	39	
教育訓練費増加割合の計算 教育訓練費の額	15	円	中小企業者等税額控除限度額 (22)×(0.15＋(37)＋(38)＋(39))（(7)＜0.015の場合は0）	40	円
比較教育訓練費の額（別表六(二十四)付表一「24」）	16		調整前法人税額（別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」）	41	
教育訓練費増加額 (15)－(16)（マイナスの場合は0）	17		当期税額基準額 (41)×20/100	42	
教育訓練費増加割合 (17)/(16)（(16)＝0の場合は0）	18		当期税額控除可能額（((25)、(28)、(32)、(36)又は(40))と(42)のうち少ない金額）	43	
雇用者給与等支給額比教育訓練費割合 (15)/(4)	19		調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「8の⑱」）	44	
控除対象雇用者給与等支給増加額（(6)と(10)のうち少ない金額）	20	円	当期税額控除額 (43)－(44)	45	
雇用者給与等支給増加重複控除額（別表六(二十四)付表二「12」）	21		前期繰越分 差引当期税額基準額残額 (42)－(43)	46	
差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (20)－(21)（マイナスの場合は0）	22		繰越税額控除限度超過額（別表六(二十四)付表一「25の計」）	47	
税額控除限度額等の計算 令和6年3月31日以前に開始した事業年度の場合 第1項適用の場合 (14) ≧ 4％の場合 0.1	23		同上のうち当期繰越税額控除可能額（(46)と(47)のうち少ない金額）（(4)≦(5)又は(5)＝0の場合は0）	48	
(18)≧20％又は(15)＝(17)＞0の場合 0.05	24		調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「8の⑰」）	49	
税額控除限度額 (22)×(0.15＋(23)＋(24))（(14)＜0.03の場合は0）	25	円	当期繰越税額控除額 (48)－(49)	50	
第2項適用の場合 (7) ≧ 2.5％の場合 0.15	26		法人税額の特別控除額 (45)＋(50)	51	
(18)≧10％又は(15)＝(17)＞0の場合 0.1	27				
中小企業者等税額控除限度額 (22)×(0.15＋(26)＋(27))（(7)＜0.015の場合は0）	28	円			

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表六（二十四）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５第１項から第４項まで（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（次号(3)及び(4)において「令和６年旧措置法」という。）第42条の12の５第１項若しくは第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において租税特別措置法第42条の12の５第４項の規定の適用を受けようとする場合を含む。）に記載すること。

2　「適用可否　(3)」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

(1)　令和６年４月１日以後に開始する事業年度において租税特別措置法第42条の12の５第１項の規定の適用を受ける場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき。

イ　「期末現在の資本金の額又は出資金の額　(1)」の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が1,000人以上である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が2,000人を超える場合において、租税特別措置法施行令第27条の12の５第１項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する事項を公表しているとき（同条第２項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）。

ロ　「期末現在の資本金の額又は出資金の額　(1)」の金額が10億円未満であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が2,000人以下である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が1,000人未満である場合

(2)　令和６年４月１日以後に開始する事業年度において租税特別措置法第42条の12の５第２項の規定の適用を受ける場合において、「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が2,000人以下であるとき（当該事業年度終了の時において同項の規定の適用を受ける法人及び当該法人との間に当該法人による法第２条第12号の７の５（定義）に規定する支配関係がある他の法人の常時使用する従業員の数の合計数が１万人を超える場合を除くものとし、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限る。）。

イ　「期末現在の資本金の額又は出資金の額　(1)」の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が1,000人以上である場合において、租税特別措置法施行令第27条の12の５第１項に規定する事項を公表しているとき（同条第２項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）。

ロ　「期末現在の資本金の額又は出資金の額　(1)」の金額が10億円未満である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が1,000人未満である場合

(3)　令和６年４月１日前に開始した事業年度において令和６年旧措置法第42条の12の５第１項の規定の適用を受ける場合において、(2)イ又はロに掲げる場合のいずれかに該当するとき。

(4)　租税特別措置法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等が同項又は令和６年旧措置法第42条の12の５第２項の規定の適用を受ける場合

3　「教育訓練費の額　(15)」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の12の５第12項に規定する教育訓練費の額を記載すること。

4　「(14)≧４％の場合（0.05、0.1又は0.15）　(29)」の欄は、「継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ ((12)＝０の場合は０)」　(14)　の割合（以下この号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が100分の４以上であり、かつ、100分の５未満である場合には「0.05」と記載し、継続雇用者給与等支給増加割合が100分の５以上であり、かつ、100分の７未満である場合には「0.1」と記載し、継続雇用者給与等支給増加割合が100分の７以上である場合には「0.15」と記載すること。

5　「プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合（0.05）　(31)」の欄は、当該事業年度終了の時において租税特別措置法第42条の12の５第１項第３号イ又はロに掲げる者のいずれかに該当する場合に記載すること。

6　「プラチナくるみん又はえるぼし３段階目以上を取得している場合（0.05）　(35)」の欄は、租税特別措置法第42条の12の５第２項第３号イからハまでに掲げる要件のいずれかを満たす場合に記載すること。

7　「くるみん又はえるぼし２段階目以上を取得している場合（0.05）　(39)」の欄は、租税特別措置法第42条の12の５第３項第３号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満たす場合に記載すること。

別表六（二十四）付表一　給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算

国内雇用者に対する給与等の支給額	(1)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	(2)のうち雇用安定助成金額	雇用者給与等支給額 (1)－(2)＋(3)（マイナスの場合は０）	調整雇用者給与等支給額 (1)－(2)（マイナスの場合は０）
1	2	3	4	5
円	円	円	円	円

比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算

前事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	(7)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	(8)のうち雇用安定助成金額	適用年度の月数／(6)の前事業年度の月数
6	7	8	9	10
・ ・ ・ ・	円	円	円	――

比較雇用者給与等支給額 ((7)－(8)＋(9))×(10)（マイナスの場合は０）	11	円
調整比較雇用者給与等支給額 ((7)－(8))×(10)（マイナスの場合は０）	12	

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算

		継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算	
		適用年度	前事業年度	前一年事業年度特定期間
		①	②	③
事業年度等	13		・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
継続雇用者に対する給与等の支給額	14	円	円	円
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	15			
同上のうち雇用安定助成金額	16			
差引 (14)－(15)＋(16)	17			
適用年度の月数／(13の③)の月数	18			――
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (17)又は((17)×(18))	19			円

比較教育訓練費の額の計算

事業年度		教育訓練費の額	適用年度の月数／(20)の事業年度の月数	改定教育訓練費の額 (21)×(22)
20		21	22	23
調整年度対象	・ ・ ・ ・	円	――	円
	・ ・ ・ ・		――	
計				

比較教育訓練費の額 (23の計)÷(調整対象年度数)	24	

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (25)－(26)
	25	26	27
・ ・ ・ ・	円	円	
・ ・ ・ ・			外　円
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
計		別表六（二十四）「48」	
当期分	別表六（二十四）「40」	別表六（二十四）「43」	外
合計			

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表六（二十四）付表一　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の５第１項から第４項まで（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の５第１項若しくは第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において租税特別措置法第42条の12の５第４項の規定の適用を受けようとする場合を含む。）に記載すること。

2　「前事業年度　(6)」の月数が６月に満たない場合（当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する適用年度をいう。第４号において同じ。）の月数に満たない場合に限る。）には、租税特別措置法施行令第27条の12の５第18項第２号イ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）附則第45条の２第３項第２号イ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（同法第42条の12の５第５項第３号に規定する給与等をいう。以下この号及び第５号において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため他の者（同法第42条の12の５第１項第２号イに規定する他の者をいう。）から支払を受ける金額又は同法第42条の12の５第５項第６号イに規定する雇用安定助成金額を「(7)」から「(9)」までの各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。この場合において、「$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(6)の前事業年度の月数}}$　(10)」の欄中「(6)の前事業年度の月数」とあるのは「前一年事業年度の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、「比較雇用者給与等支給額 ((7)－(8)＋(9))×(10)（マイナスの場合は０）　(11)」の欄中「(7)－(8)＋(9)」とあるのは「((7)＋（７の外書））－((8)＋（８の外書））＋((9)＋（９の外書））」と、「調整比較雇用者給与等支給額 ((7)－(8))×(10)（マイナスの場合は０）　(12)」の欄中「(7)－(8)」とあるのは「((7)＋（７の外書））－((8)＋（８の外書））」として計算すること。

3　租税特別措置法施行令第27条の12の５第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「比較雇用者給与等支給額 ((7)－(8)＋(9))×(10)（マイナスの場合は０）　(11)」の欄には、租税特別措置法第42条の12の５第５項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

(2)　「調整比較雇用者給与等支給額 ((7)－(8))×(10)（マイナスの場合は０）　(12)」の欄には、租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第５項第６号ロに掲げる金額を記載すること。

4　「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、租税特別措置法第42条の12の５第１項又は第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、当該各欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1)　当該適用年度の月数と、「事業年度等　(13)」の「前事業年度　②」の月数とが同じ場合　「(13)」から「(19)」までの「前一年事業年度特定期間　③」の各欄は、記載しないこと。

(2)　「事業年度等　(13)」の「前事業年度　②」の月数が当該適用年度の月数に満たない場合　「(14)」から「(19)」までの「前事業年度　②」の各欄は、記載しないこと。

(3)　「事業年度等　(13)」の「前事業年度　②」の月数が当該適用年度の月数を超える場合　「(13)」から「(19)」までの「前一年事業年度特定期間　③」の各欄は記載せず、「$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{(17)又は((17)×(18))}}$　(19)」の「前事業年度　②」の欄には「$\frac{\text{差引}}{\text{(14)－(15)＋(16)}}$　(17)」の「前事業年度　②」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の５第７項第２号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。

5　「継続雇用者に対する給与等の支給額　(14)」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

6　「比較教育訓練費の額の計算」の各欄は、租税特別措置法第42条の12の５第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、「教育訓練費の額　(21)」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の12の５第12項に規定する教育訓練費の額を記載すること。

7　「翌期繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄は、租税特別措置法第42条の12の５第４項の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において同項の規定の適用を受けようとする場合を含む。）に記載すること。この場合において、「$\frac{\text{翌期繰越額}}{\text{(25)－(26)}}$　(27)」の各欄の外書には、別表六(六)「８」又は別表六(六)付表「２」の各欄の金額を記載し、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六(二十六)及び別表六(二十六)付表一を削る。

「

調整雇用者給与等支給額
(別表六(二十六)「８」)

」

「

調整雇用者給与等支給額
(別表六(二十四)「８」)

」

別表六(二十六)付表二の表中

当期の終了の日における雇用者の数 （別表六(二十三)「33」）	当期の終了の日における雇用者の数 （別表六(二十一)「31」）
調整地方事業所基準雇用者数 （別表六(二十三)「３」）	調整地方事業所基準雇用者数 （別表六(二十一)「５」）
特定新規雇用者基礎数 （別表六(二十三)「５」）	特定新規雇用者基礎数 （別表六(二十一)「７」）
特定非新規雇用者基礎数 （別表六(二十三)「10」）	特定非新規雇用者基礎数 （別表六(二十一)「12」）

を

移転型地方事業所基準雇用者数 （別表六(二十三)「11」）	地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる雇用者の数 （別表六(二十一)「36の当期分」＋「39の当期分」）
移転型特定新規雇用者基礎数 （別表六(二十三)「７」）	移転型特定新規雇用者基礎数 （別表六(二十一)「９」）
対象移転型特定非新規雇用者基礎数 （別表六(二十三)「15」）	対象移転型特定非新規雇用者基礎数 （別表六(二十一)「17」）

に、を

に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第42条の12の５第１項から第３項まで（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和６年旧措置法」という。）」を加え、「又は」を「若しくは」に、「同法」を「租税特別措置法第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和６年旧措置法」に改め、同第11号中「第42条の12第２項」の次に「又は令和６年旧措置法第42条の12第２項」を加え、「「移転型特定新規雇用者基礎数（別表六(二十三)「７」）⑺」を「「移転型特定新規雇用者基礎数（別表六(二十一)「９」）⑺」」に、「「対象移転型特定非新規雇用者基礎数（別表六(二十三)「15」）⑻」を「「対象移転型特定非新規雇用者基礎数（別表六(二十一)「17」）⑻」」に、「同条第１項」を「租税特別措置法第42条の12第１項又は令和６年旧措置法第42条の12第１項」に改め、同表の記載要領に次の１号を加える。

３　別表六(二十一)「36の当期分」の欄に数の記載がある場合の記載に当たつては、次によること。

⑴　別表六(二十一)「36の当期分」の欄に記載した数を「地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる雇用者の数（別表六(二十一)「36の当期分」＋「39の当期分」）⑹」の欄の上段に内書として記載すること。

⑵　別表六(二十一)「９」及び「17」の数のうち令和６年４月１日前に令和６年旧措置法第42条の12第１項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項に規定する計画の認定を受けた法人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る数を「移転型特定新規雇用者基礎数（別表六(二十一)「９」）⑺」及び「対象移転型特定非新規雇用者基礎数（別表六(二十一)「17」）⑻」の各欄の上段にそれぞれ内書として記載すること。

⑶　「控除対象調整数（マイナスの場合は０）⑹－⑺－⑻⑼」の欄の記載に当たつては、「⑹－⑺－⑻」とあるのは、「(((⑹－(６の内書))－(⑺－(７の内書))－(⑻－(８の内書)))と０のうち多い数)＋(((６の内書)－(７の内書)－(８の内書))と０のうち多い数)」として計算すること。

別表六(二十六)付表二を別表六(二十四)付表二とする。

別表六(二十七)の表中

調整前法人税額超過構成額 （別表六(六)「８の⑱」）

を

調整前法人税額超過構成額 （別表六(六)「８の⑲」）

に改め、同表の記載要領第二号⑴中「又は「14」」を「、「12」又は「16」」に改め、同号㈢を削り、同表を別表六(二十五)とし、同表の次に次の二表を加える。

別表六（二十六）　情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否						
措法第42条の12の７第４項から第６項までの該当項	1	第　項	第　項	第　項	第　項	第　項
事業適応計画の認定を受けた日	2	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
事業種目	3					
情報技術事業適応設備及び生産工程 効率化等設備等の明細 資産区分 種類	4					
構造、用途、設備の種類又は区分	5					
細目	6					
取得年月日	7	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
事業の用に供した年月日	8	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額 取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10					
差引改定取得価額 (9)－(10)	11					
事業適応繰延資産の明細 支出年月日	12	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
支出した金額	13	円	円	円	円	円

法人税額の特別控除額の計算

調整前法人税額（別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」）	14	円			
情報技術事業適応設備 取得価額の合計額（(11)のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額）	15				
同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額	16				
税額控除限度額 ((15)－(16))×3/100＋(16)×5/100	17				
当期税額基準額 (14)×20/100	18				
当期税額控除可能額 ((17)と(18)のうち少ない金額)	19				
調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「8の⑳」）	20				
当期税額控除額 (19)－(20)	21				
事業適応繰延資産 支出した金額の合計額 ((13)の合計)	22				
同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額	23				
繰延資産税額控除限度額 ((22)－(23))×3/100＋(23)×5/100	24				
当期税額基準額残額 (14)×20/100－(19)	25				
当期税額控除可能額 ((24)と(25)のうち少ない金額)	26				
調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「8の㉑」）	27				
当期税額控除額 (26)－(27)	28				

生産工程効率化等設備等					
令和６年３月31日以前に取得したもの	取得価額の合計額 ((11)のうち生産工程効率化等設備等に係る額の合計額)	29	円		
	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	30			
	税額控除限度額基準額 ((29)－(30))×5/100＋(30)×10/100	31			
令和６年４月１日以後に取得するもの	取得価額の合計額 ((11)のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額)	32			
中小企業者	同上のうち中小企業者に係る額	33			
	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	34			
	税額控除限度額基準額 ((33)－(34))×10/100＋(34)×14/100	35			
中小企業者以外の法人	(32)のうち中小企業者以外の法人に係る額	36			
	同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額	37			
	税額控除限度額基準額 ((36)－(37))×5/100＋(37)×10/100	38			
生産工程効率化等設備等	生産工程効率化等設備等税額控除限度額 (31)＋(35)＋(38)	39			
	当期税額基準額残額 (14)×20/100－(19)－(26)	40			
	当期税額控除可能額 ((39)と(40)のうち少ない金額)	41			
	調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「8の㉒」）	42			
	当期税額控除額 (41)－(42)	43			
法人税額の特別控除額 (21)＋(28)＋(43)		44			

機械設備等の概要

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表六（二十六）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の７第４項から第６項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号⑵及び第８号において「令和６年旧措置法」という。）第42条の12の７第６項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「特定税額控除規定の適用可否」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

⑴　別表六（七）「６」、「７」、「11」、「12」又は「16」の要件のいずれかに該当する場合

⑵　租税特別措置法第42条の４第19項第７号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者（同項第８号に規定する適用除外事業者又は同項第８号の２に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第９号に規定する農業協同組合等に該当する場合

⑶　当該事業年度が令和９年４月１日以後に開始する事業年度である場合

3　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑽」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

4　「差引改定取得価額 (9)－⑽　⑾」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　租税特別措置法第42条の12の７第４項の規定の適用を受ける場合において、情報技術事業適応（同条第１項に規定する情報技術事業適応をいう。以下この記載要領において同じ。）の用に供するために取得又は製作をする特定ソフトウエア（同条第１項に規定する特定ソフトウエアをいう。）並びに当該特定ソフトウエア又は情報技術事業適応を実施するために利用してその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。⑴及び第７号において同じ。）を支出するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額並びに情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額の合計額（⑴及び次号において「対象資産合計額」という。）が300億円を超えるときは、「差引改定取得価額 300億円×$\frac{(9)-⑽}{\text{対象資産合計額}}$ ⑾」と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該対象資産合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

⑵　租税特別措置法第42条の12の７第６項の規定の適用を受ける場合において、認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（同条第３項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画をいう。）に従つて行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応（同条第３項に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応をいう。）のための措置として取得又は製作若しくは建設をする生産工程効率化等設備（同条第３項に規定する生産工程効率化等設備をいう。第９号⑴及び第10号⑴において同じ。）又は令和６年旧措置法第42条の12の７第３項に規定する生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額（⑵において「対象設備合計額」という。）が500億円を超えるときは、「差引改定取得価額 500億円×$\frac{(9)-⑽}{\text{対象設備合計額}}$ ⑾」と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該対象設備合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

5　「支出した金額　⑬」の欄は、対象資産合計額が300億円を超える場合には、「改定支出金額 ＝ 300億円 × 支出した金額 / 対象資産合計額 ⑬」と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該対象資産合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

6　「同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額　⑯」の欄は、「取得価額の合計額（⑪のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額）⑮」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の７第２項（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する主務大臣の確認を受けた情報技術事業適応の用に供した情報技術事業適応設備（租税特別措置法第42条の12の７第４項に規定する情報技術事業適応設備をいう。）に係る額の合計額を記載すること。

7　「同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額　㉓」の欄は、「支出した金額の合計額（⑬の合計）㉒」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の７第２項の規定により同項に規定する主務大臣の確認を受けた情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用に係る額の合計額を記載すること。

8　「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額　㉚」の欄は、「取得価額の合計額（⑪のうち生産工程効率化等設備等に係る額の合計額）㉙」の金額のうち次に掲げる減価償却資産に係る額の合計額を記載すること。

⑴　令和６年旧措置法第42条の12の７第３項に規定する生産工程効率化等設備のうち租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第151号）による改正前の租税特別措置法施行令第27条の12の７第３項（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により経済産業大臣が定める基準に適合するもの

⑵　令和６年旧措置法第42条の12の７第３項に規定する需要開拓商品生産設備

9　「中小企業者」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　「同上のうち中小企業者に係る額　㉝」の欄は、「取得価額の合計額（⑪のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額）㉜」の金額のうち中小企業者（租税特別措置法第42条の12の７第６項第１号に規定する中小企業者をいう。次号⑴において同じ。）が事業の用に供した生産工程効率化等設備の取得価額の合計額を記載すること。

⑵　「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額　㉞」の欄は、「同上のうち中小企業者に係る額　㉝」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の７第３項の規定によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものに係る額の合計額を記載すること。

10　「中小企業者以外の法人」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　「㉜のうち中小企業者以外の法人に係る額　㊱」の欄は、「取得価額の合計額（⑪のうち生産工程効率化等設備に係る額の合計額）㉜」の金額のうち中小企業者以外の法人が事業の用に供した生産工程効率化等設備の取得価額の合計額を記載すること。

⑵　「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額　㊲」の欄は、「㉜のうち中小企業者以外の法人に係る額　㊱」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の７第３項の規定によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものに係る額の合計額を記載すること。

別表六（二十七）　産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・・ ・・	法人名	

措法第42条の12の7第7項及び第10項の規定の適用可否								
エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する事業適応計画の認定日	1	・・	・・	・・	・・	・・	・・	
産業競争力基盤強化商品の区分 区分	2							
単価	3	円	円	円	円	円	円	
販売数	4							
調整後販売数	5							
生産販売控除額 (3)×(5)	6	円	円	円	円	円	円	
産業競争力基盤強化商品生産用資産の投資額 取得年月日	7	・・	・・	・・	・・	・・	・・	
事業の用に供した年月日	8	・・	・・	・・	・・	・・	・・	
投資した金額の合計額	9	円	円	円	円	円	円	
既控除対象額 (前期以前の(12)の合計)	10							
当期投資基準額残額 (9)－(10)	11							
(6)と(11)のうち少ない金額	12							

法人税額の特別控除額の計算

調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)	13	円	特定産業競争力基盤強化商品 当期分	特定商品税額控除限度額 ((12)のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る額の合計額)	24	円
半導体 当期分	半導体税額控除限度額 ((12)のうち半導体に係る額の合計額)	14		当期税額基準額残額 (13)×40/100－(別表六(二十六)「19」+「26」+「41」)－(16)－(21)	25	
	当期税額基準額残額 (13)×20/100－(別表六(二十六)「19」+「26」+「41」)	15		当期税額控除可能額 ((24)と(25)のうち少ない金額)	26	
	当期税額控除可能額 ((14)と(15)のうち少ない金額)	16		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉘」)	27	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉕」)	17		当期税額控除額 (26)－(27)	28	
	当期税額控除額 (16)－(17)	18	前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (25)－(26)	29	
前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (15)－(16)	19		繰越税額控除限度超過額 (38の計)	30	
	繰越税額控除限度超過額 (35の計)	20		同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((29)と(30)のうち少ない金額)	31	
	同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((19)と(20)のうち少ない金額)	21		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉔」)	32	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉓」)	22		当期繰越税額控除額 (31)－(32)	33	
	当期繰越税額控除額 (21)－(22)	23	法人税額の特別控除額 (18)+(23)+(28)+(33)		34	

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

半導体

事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (35)－(36)
	35	36	37
・・	円	円	
・・			外 円
・・			外
・・			外
・・			外
・・			外
・・			外
計		(21)	
当期分	(14)	(16)	外
合計			

特定産業競争力基盤強化商品

事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (38)－(39)
	38	39	40
・・	円	円	
・・			外 円
・・			外
・・			外
・・			外
・・			外
・・			外
・・			外
計		(31)	
当期分	(24)	(26)	外
合計			

産業競争力基盤強化商品生産用資産の概要

（用紙の大きさは、日本産業規格A4）

別表六（二十七）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の７第７項、第８項、第10項又は第11項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において同条第８項又は第11項の規定の適用を受けようとする場合を含む。）に記載すること。

2　「措法第42条の12の７第７項及び第10項の規定の適用可否」の欄は、租税特別措置法第42条の12の７第７項又は第10項の規定の適用を受ける場合において、別表六（七）「８」、「13」又は「16」の要件のいずれかに該当するときに「可」と記載すること。

3　「単価　(3)」の欄は、次に掲げる租税特別措置法第42条の12の７第７項に規定する産業競争力基盤強化商品の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　租税特別措置法第42条の12の７第７項第１号に規定する基準演算半導体　１万6,000円

(2)　租税特別措置法施行令第27条の12の７第４項第１号（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）に掲げる特定演算半導体　１万3,000円

(3)　租税特別措置法施行令第27条の12の７第４項第２号に掲げる特定演算半導体　１万1,000円

(4)　租税特別措置法施行令第27条の12の７第４項第３号に掲げる特定演算半導体　7,000円

(5)　租税特別措置法第42条の12の７第７項第２号に規定する基準半導体　4,000円

(6)　租税特別措置法施行令第27条の12の７第５項第１号に掲げるパワー半導体等　6,000円

(7)　租税特別措置法施行令第27条の12の７第５項第２号に掲げるパワー半導体等　２万9,000円

(8)　租税特別措置法施行令第27条の12の７第５項第３号に掲げるパワー半導体等　１万8,000円

(9)　租税特別措置法第42条の12の７第10項第１号に掲げる自動車　20万円（同号に規定する内燃機関を有しないものにあつては、40万円）

(10)　租税特別措置法第42条の12の７第10項第２号に掲げる鉄鋼　２万円

(11)　租税特別措置法第42条の12の７第10項第３号に掲げる基礎化学品　５万円

(12)　租税特別措置法第42条の12の７第10項第４号に掲げる燃料　30円

4　「販売数　(4)」の欄は、租税特別措置法第42条の12の７第７項各号及び第10項各号に規定する証明がされた数の合計を記載すること。

5　「調整後販売数　(5)」の欄は、「販売数　(4)」の数を次に掲げるその販売された日の属する期間ごとに区分した数にそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した数の合計を記載すること。

(1)　租税特別措置法第42条の12の７第７項に規定する半導体生産用資産又は同条第10項に規定する特定商品生産用資産を事業の用に供した日（以下この号において「供用日」という。）から供用日以後７年を経過する日までの期間　100分の100

(2)　供用日以後７年を経過する日の翌日から供用日以後８年を経過する日までの期間　100分の75

(3)　供用日以後８年を経過する日の翌日から供用日以後９年を経過する日までの期間　100分の50

(4)　供用日以後９年を経過する日の翌日以後の期間　100分の25

6　「既控除対象額（前期以前の(12)の合計）　(10)」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の12の７第６項第２号又は第８項第２号に掲げる金額がある場合には、当該金額を含めて記載すること。

7　「翌期繰越額(35)－(36)　(37)」及び「翌期繰越額(38)－(39)　(40)」の各欄の外書には、別表六（六）「８」又は別表六（六）付表「２」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六(二十六)及び別表六(二十九)を次のように改める。

別表六（二十八）　特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

税額控除に関する規定の該当条		1	震災特例法第17条の２・震災特例法第17条の２の２・震災特例法第17条の２の３				
事業の内容、適用を受ける資産の所在地等		2					
資産区分	種類	3					
	構造、用途、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)－(9)	10					

法人税額の特別控除額の計算

当期分	(10)のうち10%又は6.%適用資産の取得価額の合計額	11	円	当期分	当期税額基準額 (20)×20/100	21	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			当期税額控除可能額 ((19)と(21)のうち少ない金額)	22	
	(10)のうち14%又は７%適用資産の取得価額の合計額	13			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉘」)	23	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	14			当期税額控除額 (22)－(23)	24	
	(11)及び(13)の資産以外の資産の取得価額の合計額 ((10)の合計)－(11)－(13)	15		前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (21)－(22)	25	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	16			繰越税額控除限度超過額 (31の計)	26	
	税額控除限度額の計算 ((11)－(12))×10/100＋(12)×6/100	17			同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((25)と(26)のうち少ない金額)	27	
	税額控除限度額の計算 ((13)－(14))×14/100＋(14)×7/100＋((15)－(16))×15/100＋(16)×8/100	18			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉗」)	28	
	税額控除限度額の計算 税額控除限度額 (17)＋(18)	19			当期繰越税額控除額 (27)－(28)	29	
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」)	20			法人税額の特別控除額 (24)＋(29)	30	

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (31)－(32)
	31	32	33
・ ・ ・ ・	円	円	
・ ・ ・ ・			外 円
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
・ ・ ・ ・			外
計		(27)	
当期分	(19)	(22)	外
合計			

機械設備等の概要

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表六（二十八）　記載要領

1　この表は、法人が震災特例法第17条の２第２項若しくは第３項（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の２の２第２項若しくは第３項（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の２の３第２項若しくは第３項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。第４号において「令和３年改正法」という。）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この号において「令和３年旧震災特例法」という。）第17条の２第３項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第17条の２の２第３項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の２の３第３項（避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において震災特例法第17条の２第３項、第17条の２の２第３項若しくは第17条の２の３第３項又は令和３年旧震災特例法第17条の２第３項、第17条の２の２第３項若しくは第17条の２の３第３項の規定の適用を受けようとする場合を含む。）に記載すること。

2　「事業の内容、適用を受ける資産の所在地等　⑵」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　震災特例法第17条の２第２項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容及びその適用を受ける資産の所在地を記載すること。

⑵　震災特例法第17条の２の２第２項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容並びにその適用を受ける資産の所在地及び同条第１項の表の各号のいずれに該当するかの区分を記載すること。なお、その記載した区分が同表の第１号である場合には、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第４条第４号イからホまで（定義）に掲げる指示の全てが解除された日を併せて記載すること。

⑶　震災特例法第17条の２の３第２項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、その適用を受ける資産の所在地、同条第１項に規定する避難等指示が解除された日及び福島復興再生特別措置法第４条第４号ハに掲げる指示が解除された日を記載すること。

3　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑼」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

4　「⑽のうち10％又は６％適用資産の取得価額の合計額　⑾」の欄は、「$\frac{\text{差引改定取得価額}\ (8)-(9)}{}$　⑽」の金額のうち令和３年４月１日から令和６年３月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした令和３年改正法附則第95条第２項（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する旧特定機械装置等（同項第１号ハ及びヘに掲げる減価償却資産に限る。）に係る額の合計額を記載すること。

5　「⑽のうち14％又は７％適用資産の取得価額の合計額　⒀」の欄は、「$\frac{\text{差引改定取得価額}\ (8)-(9)}{}$　⑽」の金額のうち令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした震災特例法第17条の２第１項に規定する特定機械装置等に係る額の合計額を記載すること。

6　「翌期繰越額　$\frac{(31)-(32)}{}$　㉝」の各欄の外書には、別表六(六)「８」又は別表六(六)付表「２」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六（二十九）　特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	1	・　・	法人税額の特別控除額の計算	税額控除限度額 $\left(((3)-(4)-(5))\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{9}{100}+(5)\times\frac{7}{100}\right)$ 又は $\left((8)\times\frac{10、15又は20}{100}\right)$	9	円
	当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	2	円		調整前法人税額 （別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「22」）	10	
	同上のうち損金の額に算入される金額	3			当期税額基準額 $(10)\times\frac{20}{100}$	11	
	同上のうち特別給与等の額	4			当期税額控除可能額 （(9)と(11)のうち少ない金額）	12	
	(3)のうち特定給与等の額	5			調整前法人税額超過構成額 （別表六(六)「8の㉙」）	13	
避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事の認定、指定又は確認を受けた日	6	・　・		法人税額の特別控除額 (12)－(13)	14	
	当期の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	7	円				
	同上のうち損金の額に算入される金額	8					

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表六（二十九）　記載要領

1　この表は、法人が震災特例法第17条の３第１項（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）、第17条の３の２第１項（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第17条の３の３第１項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「同上のうち特別給与等の額　⑷」の欄は、「同上のうち損金の額に算入される金額　⑶」の金額のうち東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第38条第１項（課税の特例）の規定により令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に震災特例法第17条の３第１項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた法人が当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定を受けた同項に規定する復興推進計画に定められた同項に規定する特定復興産業集積区域内に所在する同項に規定する産業集積事業所に勤務する同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額を記載すること。

3　「⑶のうち特定給与等の額　⑸」の欄は、「同上のうち損金の額に算入される金額　⑶」の金額のうち平成31年４月１日から令和３年３月31日までの間に所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。以下この号において「令和３年改正法」という。）附則第98条第２項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の指定を受けた法人が当該指定をした同項に規定する旧認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した同項の旧認定を受けた同項の旧復興推進計画に定められた同項に規定する旧復興産業集積区域（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第２条第３項第２号イ（定義）に規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する令和３年改正法附則第98条第２項に規定する旧産業集積事業所に勤務する同項に規定する旧被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額を記載すること。

4　「税額控除限度額　$\left((3)-(4)-(5))\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{9}{100}+(5)\times\frac{7}{100}\right)$ 又は $\left((8)\times\frac{10、15又は20}{100}\right)$　⑼」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　震災特例法第17条の３第１項の規定の適用を受ける場合には、「又は $\left((8)\times\frac{10、15又は20}{100}\right)$」を消すこと。

⑵　震災特例法第17条の３の２第１項（同項の表の第１号に係る部分に限る。）又は震災特例法第17条の３の３第１項の規定の適用を受ける場合には「$\left((3)-(4)-(5))\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{9}{100}+(5)\times\frac{7}{100}\right)$ 又は」及び「10、15又は」を消し、震災特例法第17条の３の２第１項（同表の第２号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には「$\left((3)-(4)-(5))\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{9}{100}+(5)\times\frac{7}{100}\right)$ 又は」及び「、15又は20」を消し、同項（同表の第３号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には「$\left((3)-(4)-(5))\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{9}{100}+(5)\times\frac{7}{100}\right)$ 又は」、「10、」及び「又は20」を消すこと。

別表六㈢十を削る。

別表六㈢十一の表中

供用年度のリース特別控除額 （別表六（三十二）「６」の供用年度分）

を

供用年度のリース特別控除額 （別表六（三十一）「６」の供用年度分）

に、

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実額の合計額 （別表六（三十二）「７」の合計）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過
（別表六（三十二）「９」の供用年度分）

施

額

を

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 （別表六（三十一）「７」の合計）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額
（別表六（三十一）「９」の供用年度分）

に改め、同表の記載要領第11号⑵中「「基準リース料　$\left((9)\times\frac{60}{100}\right)$ 又は $\left((9)\times\frac{60}{100}\times\frac{35又は50}{100}\right)$　⑽」」を「「基準リース料　$\left((9)\times\frac{60}{100}\right)$ 又は $\left((9)\times\frac{60}{100}\times\frac{35}{100}\right)$　⑽」」に改め、同表を別表六㈢十とする。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

第明治三十五種郵便物認可

別表六(三十一)の記載要領⑴中「特別控除)、」を「特別控除）又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第８号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法（⑴及び⑵において「平成15年旧措置法」という。）第42条の11第３項（中小企業者等が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）」及び「又は平成15年旧措置法第68条の15第３項（中小連結法人が特定機械等を賃借した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同⑵中「、所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）」に改め、「又は平成15年旧措置法第42条の７第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）若しくは第42条の８第３項（事業化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）」を削り、「、平成16年旧措置法」を「又は平成16年旧措置法」に改め、「又は平成15年旧措置法第68条の11第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）若しくは第68条の12第３項（事業化設備等を賃借した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同表を別表六(三十一)とする。

別表七㈠の記載要領第三号⑶を削り、同号⑷中「令和２年改正法附則第20条第４項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第20条第４項（欠損金の繰越しに関する経過措置）」に改め、同号⑷を同号⑶とする。

別表七㈡付表一の記載要領第三号⑴中「（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号及び次号において「令和２年改正法」という。）附則第29条第１項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の９第１項（通算承認）の規定による承認があつたものとみなされる日の属する事業年度を除く。）」を削り、同号⑵を削り、同号⑶中「令和２年改正法附則第20条第４項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第20条第４項（欠損金の繰越しに関する経過措置）」に改め、同号⑶を同号⑵とし、同第四号⑴を削り、同号⑵を同号⑴とし、同号⑶中「又は令和２年改正法附則第21条第３項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用に関する経過措置）に規定する連結欠損金個別帰属額」を削り、同号⑶を同号⑵とし、同第十一号を次のように改める。

11　当該事業年度が法第57条第２項に規定する合併等事業年度である場合には、同項に規定する被合併法人等の最後事業年度（適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この号において同じ。）の確定申告書に添付された別表七(一)（当該被合併法人等の最後事業年度について修正申告書の提出又は更正で、同表の各欄に記載すべき金額に異動があるものがされていた場合には、当該修正申告書又は当該更正に係る更正通知書（国税通則法第28条第２項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書をいう。）のうち、最も新しいものに添付された同表又は同表の各欄に記載すべき金額が記載された書類）の写しを添付すること。

別表七㈡の記載要領第一号⑵中「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第29条第１項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の９第１項（通算承認）の規定による承認があつたものとみなされる日の属する事業年度（⑷及び次号⑷において「移行承認事業年度」という。）を除く。」を削り、同号㋑を削り、同号⑤を同号㋑とし、同第三号㋑を削り、同第六号を次のように改める。

6　「通算開始・加入直前事業年度の翌期繰越欠損金額（前期の別表七(一)「５」）　⑻」の欄は、当該通算法人が法第57条第６項に規定する時価評価除外法人（次号において「時価評価除外法人」という。）に該当しない場合には、「０」と記載すること。

別表七㈢の記載要領第七号中「通算法人」の次に「（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第29条第１項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の９第１項（通算承認）の規定による承認があつたものとみなされた法人を除く。）」を加える。

別表七㈣の記載要領第一号⑵中「（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。⑶及び⑷において「令和２年改正法」という。）附則第29条第１項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の９第１項（通算承認）の規定による承認があつたものとみなされる日の属する事業年度を除く。）」を削り、同号㋑を削り、同号㋒中「令和２年改正法附則第20条第４項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第20条第４項（欠損金の繰越しに関する経過措置）」に改め、同号⑷を同号⑶とする。

別表七㈣付表の記載要領第一号⑵中「（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。⑶において「令和２年改正法」という。）附則第29条第１項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の９第１項（通算承認）の規定による承認があつたものとみなされる日の属する事業年度（⑶において「移行承認事業年度」という。）を除く。）」を削り、同号㋑を削る。

別表七㈣付表の記載要領第一号中「場合」の次に「（同条第11項第２号に規定する財務省令で定める場合を含む。）」を加え、同第二号中「第119条の３第11項第２号」を「第119条の３第11項第１号ロ」に改め、同第六号を同第七号とし、同第五号の次に次の一号を加える。

6　令第119条の３第11項第２号に掲げる場合に該当する場合の記載は、次によること。

⑴　「⑼」から「⒅」までの各欄は、記載しないこと。

⑵　「特定支配後増加利益剰余金額（⑿＋⒀－⒅（マイナスの場合は０））　⒆」の欄は、令第119条の３第11項第２号に定める金額を記載すること。

別表十一の表中「特別控除額 ((7)又は(別表十(二)付表「11」))×20/100」を「特別控除額 ((7)又は(別表十(二)付表「11」))×18又は20/100」に改め、同表の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号。第４号(2)において「令和６年改正法」という。）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（第５号において「令和６年旧措置法」という。）」を加え、同第四号を次のように改める。

４　「特別控除額 ((7)又は(別表十(二)付表「11」))×18又は20/100 (8)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該内国法人が通算法人である場合（当該事業年度が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度である場合に限る。）には「(7)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表十(二)付表「11」)」を消すこと。

(2)　「指定法人としての指定を受けた日　(3)」の欄に記載された日が令和６年４月１日以後である場合（当該内国法人が令和６年改正法附則第50条第１項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例に関する経過措置）に規定する経過内国法人に該当する場合を除く。）には「又は20」を消し、その他の場合には「18又は」を消すこと。

別表十一の記載要領第五号中「の規定」を「又は令和６年旧措置法第61条第５項の規定」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

別表十一付表の記載要領第１号中「）において」の次に「租税特別措置法第61条第１項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の」を加え、「同項」を「これら」に改める。

別表十四の表中「((6)×1/100×120円又は130円)又は((6)×1/100×180円又は195円)」を「((6)×1/100×130円)又は((6)×1/100×195円)」に、「((8)×1/100×90円又は110円)又は((8)×1/100×135円又は165円)」を「((8)×1/100×110円)又は((8)×1/100×165円)」に、「((10)×1/100×60円又は70円)又は((10)×1/100×90円又は105円)」を「((10)×1/100×70円)又は((10)×1/100×105円)」に、「((12)×1/100×30円又は40円)又は((12)×1/100×45円又は60円)」を「((12)×1/100×40円)又は((12)×1/100×60円)」に、「日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額」を「日本船舶外航事業に係る所得の金額」に改め、同表の記載要領第11号を次のように改める。

２　「((6)×1/100×130円)又は((6)×1/100×195円)　(7)」、「((8)×1/100×110円)又は((8)×1/100×165円)　(9)」、「((10)×1/100×70円)又は((10)×1/100×105円)　(11)」及び「((12)×1/100×40円)又は((12)×1/100×60円)　(13)」の各欄の記載に当たつては、当該事業年度において租税特別措置法施行令第35条の２第１項（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）に規定する日本船舶外航事業（次号において「日本船舶外航事業」という。）の用に供した次に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1)　租税特別措置法第59条の２第１項各号列記以外の部分に規定する日本船舶（次号(1)において「日本船舶」という。）　それぞれ「((6)×1/100×130円)」、「((8)×1/100×110円)」、「((10)×1/100×70円)」及び「((12)×1/100×40円)」を適用して計算した金額を記載すること。

(2)　租税特別措置法第59条の２第１項第１号に規定する特定準日本船舶（次号(2)において「特定準日本船舶」という。）　それぞれ「((6)×1/100×195円)」、「((8)×1/100×165円)」、「((10)×1/100×105円)」及び「((12)×1/100×60円)」を適用して計算した金額を記載すること。

別表十六の表中

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二（十四）「10」）	
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二（十四）「43の計」）	
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二（十一）「15」、別表十二（十二）「10」又は別表十二（十五）「12」）	

を

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額（別表十二（十三）「10」）	
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二（十三）「43の計」）	
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二（十）「15」、別表十二（十一）「10」又は別表十二（十四）「12」）	

に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の13（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）」を削る。

別表十六付表１の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の13（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）」を削り、同第11号㈠中「令和５年４月１日以後に取得する」及び「及び(3)」を削り、同号②を削り、同号③を同号②とする。

別表十六付表11の表中

通算前所得金額（(別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「43」－(別表十二(十四)「10」＋「43の計」)－(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」))

を

通算前所得金額（(別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「43」－(別表十二(十三)「10」＋「43の計」)－(別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」))

に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の13第１項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）」を削る。

別表十七の記載要領第11号中「法人が」の次に「租税特別措置法第66条の11（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の」を加える。

別表十七(九)付表の表中

措法・震災特例法　第　条　第　項	措法・震災特例法　第　条　第　項	措法・震災特例法　第　条　第　項

を

措法・旧震災特例法　第　条　第　項	措法・旧震災特例法　第　条　第　項	措法・旧震災特例法　第　条　第　項

に改める。

別表十一(一)の11の表を次のように改める。

別表十一（一のニ）　一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

繰入限度額の計算	当期繰入額	1	円	貸倒実績率の計算	前３年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度）の(2)の合計額	8	円
	期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (22の計)	2			(8)／前３年内事業年度における事業年度の数	9	
	貸倒実績率 (15)	3			前３年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度）の売掛債権等の貸倒れによる損失の額の合計額	10	
	実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (24の計)	4	円		別表十一（一）「19の計」の合計額	11	
	法定の繰入率	5	1,000／1,000		別表十一（一）「24の計」の合計額	12	
	繰入限度額 ((2)×(3))又は((4)×(5))	6	円		貸倒れによる損失の額等の合計額 (10)＋(11)－(12)	13	
	繰入限度超過額 (1)－(6)	7			(13)×12／前３年内事業年度における事業年度の月数の合計	14	
					貸倒実績率 (14)／(9) （小数点以下４位未満切上げ）	15	

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(16)のうち税務上貸倒れがあつたものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となつた売掛債権等の額及び非適格合併等により移転する売掛債権等の額	法第52条第１項第３号に該当する法人の令第96条第９項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	完全支配関係がある他の法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (16)＋(17)－(18)－(19)－(20)－(21)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (22)－(23)
	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成27年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	25	円	債権からの控除割合 (26)／(25) （小数点以下３位未満切捨て）	27	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	26		実質的に債権とみられないものの額 (22の計)×(27)	28	円

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表十一の二の記載要領第一号を次のように改める。

１　この表は、法人が法第52条第２項又は第６項（一括評価金銭債権に係る貸倒引当金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一の二の記載要領第二号中「第57条の９」の次に「（中小企業者等の貸倒引当金の特例）」を加え、同第三号を削り、同第四号を同第三号とし、同第五号を同第四号とする。

別表十一㈡の記載要領第二号⑻を削る。

別表十二㈡を次のように改める。

別表十二（二）　中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定法人の名称		1		翌期繰越額の計算	期首中小企業事業再編投資損失準備金の金額	11	円
措法第56条第1項の表の各号の該当号		2	第　号		当期益金算入額 据置期間経過後５年間均等益金算入額（24の計）	12	
経営力向上計画又は特別事業再編計画の認定を受けた日		3	・　・		当期益金算入額 同上以外の場合による益金算入額（25の計）	13	
当期積立額		4	円		当期益金算入額 計（12）＋（13）	14	
積立限度額の計算	当期において取得した特定株式等の取得年月日	5	・　・		当期積立額のうち損金算入額（4）－（10）	15	
	(5)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	6	円		期末中小企業事業再編投資損失準備金の金額（11）－（14）＋（15）	16	
	（6）×70、90又は100／100	7		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている中小企業事業再編投資損失準備金	17	
	取得年度に特定株式等の帳簿価額を減額した金額	8			差引（17）－（16）	18	
	積立限度額（7）－（8）	9			当期分 貸借対照表の取崩不足額（14）－（(4)－((17)－前期の(17))）	19	
積立限度超過額（4）－（9）		10			当期分 当期に生じた差額の合計額（10）＋（19）	20	
					前期以前分 前期末における差額（前期の(18)）	21	

益金算入額の計算

積立事業年度		当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額 据置期間経過後５年間均等益金算入による場合（22）×当期の月数／60	当期益金算入額 （24）以外の場合	翌期繰越額（23）－（24）－（25）
		22	23	24	25	26
据置期間経過準備金額に該当するもの	・　・ ・　・	円	円	円	円	
	・　・ ・　・					円
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
据置期間経過準備金額に該当しないもの	・　・ ・　・	円	円		円	円
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
当期分						
計				円		

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表十二（二）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「$(6)\times\frac{70、90又は100}{100}$　(7)」の欄の記載に当たつては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

(1)　特定株式等（租税特別措置法第56条第１項に規定する特定株式等をいう。(2)において同じ。）が同項の表の第１号の第２欄に規定する経営力向上計画に従つて行う同欄に規定する事業承継等として取得（同項に規定する取得をいう。(2)において同じ。）をした株式等（同項に規定する株式等をいう。(2)において同じ。）に該当する場合　「、90又は100」を消すこと。

(2)　特定株式等が租税特別措置法第56条第１項の表の第２号の第２欄に規定する認定特別事業再編計画に従つて行う特別事業再編措置（同欄に規定する特別事業再編のための措置（同欄に規定する措置に限る。）をいう。(2)において同じ。）として取得をした株式等に該当する場合　当該特別事業再編措置が当該認定特別事業再編計画に従つて行う最初の特別事業再編措置である場合には「70、」及び「又は100」を消し、その他の場合には「70、90又は」を消すこと。

別表十一(四)の記載要領第一号(5)を削る。

別表十一(六)を削る。

別表十一(九)の記載要領中「第57条の４の２」を「第57条の４」に改め、同表を別表十一(六)とし、別表十一(十)を別表十一(九)とし、別表十一(十一)を別表十一(十)とし、別表十一(十二)を別表十一(十一)とし、同表の次に次の一表を加える。

別表十二（十二）　特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

資産の種類及び名称		1						合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	・　・	・　・	・　・	・　・		
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円		円
	当期益金算入額 特別修繕費を支出した場合の益金算入額	4						
	当期益金算入額 積立期間終了から２年経過後５年間均等益金算入による場合の益金算入額（((3)－(4)－(6))と(24)のうち少ない金額）	5						
	当期益金算入額 (4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6						
	当期益金算入額 計 (4)＋(5)＋(6)	7						
	差引特別修繕準備金の金額 (3)－(7)	8						
当期積立額		9						
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10						
	同上の$\frac{3}{4}$相当額	11						
	(11)－(8)（マイナスの場合は０）	12						
	$\frac{\text{当期の月数}}{\text{60又は72}}$	13	――	――	――	――		
	(11)×(13)	14	円	円	円	円		
	積立限度額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15						
積立限度超過額 (9)－(15)		16						
期末特別修繕準備金の金額 (8)＋(9)－(16)		17						
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18						
	差引 (18)－(17)	19						
	当期分 (7)－((9)－((18)－前期の(18)))	20						
	当期分 当期に生じた差額の合計額 (16)＋(20)	21						
	前期以前分 前期末における差額 (前期の(19))	22						
特別修繕予定日経過準備金額の益金算入額の計算								
積立期間の終了する事業年度終了の日の翌日から２年を経過した日を含む事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額		23	円	円	円	円		円
積立期間終了から２年経過後５年間均等益金算入による場合 (23)×$\frac{\text{当期の月数}}{60}$		24						

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表十二（十二）　記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第57条の８（特定船舶に係る特別修繕準備金）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一(十三)を削る。

別表十一(十四)の記載要領第七号中「、所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第61条の３（農用地等を取得した場合の課税の特例）」を削り、同表を別表十一(十三)とする。

別表十一(十五)の表中

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 （別表十二(十四)「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 （別表十二(十四)「43の計」）

を

農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 （別表十二(十三)「10」）
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 （別表十二(十三)「43の計」）

に改め、同表の記載要領第１号中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第４号(1)及び第５号において「令和６年旧震災特例法」という。）」に改め、同第四号(1)及び第五号中「震災特例法」を「令和６年旧震災特例法」に改め、同表を別表十一(十四)とし、別表十一(十六)を別表十一(十五)とし、別表十一(十七)を別表十一(十六)とし、別表十一(十八)を別表十一(十七)とし、別表十一(十九)を別表十一(十八)とし、同表の次に次の１表を加える。

別表十二（十九）　原子力発電施設解体準備金の益金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

令和５年旧措法第57条の４第３項から第６項までの規定による益金算入額の計算

特定原子力発電施設の名称		1		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金		9	円
積立期間		2	・　・ ・　・		差引 (9)－(8)		10	
当期益金算入額	解体費用を支出した場合の益金算入額	3	円		当期分	当期積立額	11	
	その他の場合による益金算入額	4				貸借対照表の取崩不足額 (5)－((11)－((9)－前期の(9)))	12	
	計 (3)＋(4)	5				計 (11)＋(12)	13	
翌期繰越額の計算	期首原子力発電施設解体準備金の金額	6			前期以前分	前期末における差額 (前期の(10))	14	
	当期益金算入額 (5)	7						
	期末原子力発電施設解体準備金の金額 (6)－(7)	8						

令和５年改正法附則第43条第２項から第５項までの規定による益金算入額の計算

経過措置原子力発電施設の名称		15		翌期繰越額の計算	期首原子力発電施設解体準備金の金額	22	円
当期益金算入額の計算	令和６年４月１日以後最初に開始する事業年度開始の日	16	・　・		当期益金算入額 (21)	23	
	同上の日における原子力発電施設解体準備金の金額	17	円		期末原子力発電施設解体準備金の金額 (22)－(23)	24	
	当期の月数／360	18	―――				
	30年均等取崩金額 (17)×(18)	19	円				
	同上以外の場合による益金算入額	20					
	当期益金算入額 (((19)＋(20))と(22)のうち少ない金額)	21					

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表十二（十九）　記載要領

この表は、青色申告書を提出する法人で電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第14号（定義）に規定する発電事業を営むものが所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号。以下この記載要領において「令和５年改正法」という。）附則第43条第１項（原子力発電施設解体準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和５年改正法第10条の規定による改正前の租税特別措置法第57条の４第３項から第６項まで（原子力発電施設解体準備金）又は令和５年改正法附則第43条第２項から第５項までの規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十三㈣の表を次のように改める。

別表十三（五）　特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1						譲渡の日を含む事業年度
	構造又は用途	2						
	取得年月日	3	・　・	・　・	・　・	・　・		・　・ ・　・
	所在地	4						計
	譲渡した土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		平方メートル
	譲渡年月日	6	・　・	・　・	・　・	・　・		
	対価の額	7	円	円	円	円		円
	譲渡直前の帳簿価額 帳簿価額	8						
	譲渡直前の帳簿価額 譲渡に要した経費の額	9						
	譲渡直前の帳簿価額 計 (8)＋(9)	10						
差益割合		11						
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	12						
	構造又は用途	13						
	所在地	14						
	取得年月日	15	・　・	・　・	・　・	・　・		
	取得価額	16	円	円	円	円		
	買換資産が土地等である場合 取得した土地等の面積	17	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		平方メートル
	買換資産が土地等である場合 同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	18						
	買換資産が土地等である場合 取得価額 (16)×(17)−(18)/(17)	19	円	円	円	円		円
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20						
	圧縮限度額の計算 買換資産の取得のため(7の計)又は(7の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	21						
	圧縮限度額の計算 圧縮基礎取得価額 (((16)又は(19))と(21)のうち少ない金額)	22						
	圧縮限度額の計算 買換資産が減価償却資産である場合 前期末の取得価額	23						
	圧縮限度額の計算 買換資産が減価償却資産である場合 前期末の帳簿価額	24						
	圧縮限度額の計算 買換資産が減価償却資産である場合 圧縮基礎取得価額 (22)×(24)/(23)	25						
	圧縮限度額の計算 圧縮限度額 ((22)又は(25))×(11)×1/100	26						
	圧縮限度超過額 (20)−(26)	27						
	取得価額に算入しない金額 ((20)と(26)のうち少ない金額)又は(((20)と(26)のうち少ない金額)×(23)/(24))	28						
対価の額の残額の計算	対価の額の合計額 (7の計)	29	円					
	同上のうち譲渡の日を含む事業年度において使用した額	30						
	特別勘定の対象となり得る金額 (29)−(30)	31						
	翌期繰越額の計算 特別勘定の金額の計算の基礎となつた買換資産の取得に充てようとする金額 (繰入事業年度の(36)と(38)のうち少ない金額)÷1/100÷(11)	32						
	翌期繰越額の計算 同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	33						
	翌期繰越額の計算 当期中において買換資産の取得に充てた金額	34						
	翌期繰越額の計算 翌期へ繰り越す対価の額の合計額 (32)−(33)−(34)	35						

特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額	36	円					
	繰入限度額の計算 (31)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	37						
	繰入限度額の計算 繰入限度額 (37)×(11)×1/100	38						
	繰入限度超過額 (36)−(38)	39						
	翌期繰越額の計算 当初の特別勘定の金額 (繰入事業年度の(36)−(39))	40						
	翌期繰越額の計算 同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	41						
	翌期繰越額の計算 当期中に益金の額に算入すべき金額	42						
	翌期繰越額の計算 期末特別勘定残額 (40)−(41)−(42)	43						

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表十三(四)の記載要領等第１号中「震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次号(5)及び第３号において「令和６年旧震災特例法」という。）」に改め、同第11号中「「圧縮限度額 ((20)又は(23))×(10)×100/100 (24)」」を「「圧縮限度額 ((22)又は(25))×(11)×100/100 (26)」」に、「「特別勘定の金額の計算の基礎となつた買換資産の取得に充てようとする金額 (繰入事業年度の(34)と(36)のうち少ない金額)÷100/100÷(10) (30)」」を「「特別勘定の金額の計算の基礎となつた買換資産の取得に充てようとする金額 (繰入事業年度の(36)と(38)のうち少ない金額)÷100/100÷(11) (32)」」に、「「繰入限度額 (35)×(10)×100/100 (36)」」を「「繰入限度額 (37)×(11)×100/100 (38)」」に改め、同号(5)中「震災特例法」を「令和６年旧震災特例法」に改め、同第13号中「震災特例法」を「令和６年旧震災特例法」に、「「特別勘定に経理した金額 (34)」」を「「特別勘定に経理した金額 (36)」」に改める。

別表十三(六)の表中「賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書」を「賦課金で取得した試験研究用資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書」に、「取得した試験研究用資産の種類」を「取得等をした試験研究用資産の種類」に、「(3)のうち固定資産の取得等に充てた金額」を「(3)のうち試験研究用資産の取得等に充てた金額」に改め、同表の記載要領中「特例)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の10（技術研究組合の所得の計算の特例)」を加える。

別表十六(ロ)の記載要領第１号中「場合若しくは」を「場合又は」に改め、「又は次に掲げる規定によりみなして適用する場合」を削り、同号(1)から(4)までを削る。

別表十六(ヰ)の記載要領第１号中「附則第14条第３項」の次に「又は第４項」を加える。

別表十七(二)の(三)の表中

・　・ ・　・					円

を

・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				
・　・ ・　・				

円

に、「対象事業年度に係る関連者支払利子等の額の合計額又は対象支払利子等合計額（対象事業年度の別表十七(二の二)「１」）」を「対象事業年度に係る対象支払利子等合計額（対象事業年度の別表十七(二の二)「１」）」に改め、同表の記載要領第二号(2)を削り、同号(3)中「超過利子額（」を「超過利子額（租税特別措置法第66条の５の３第１項に規定する超過利子額をいう。(2)において同じ。）（」に、「令和２年改正法附則第125条第４項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第125条第４項（対象純支払利子等に係る課税の特例に関する経過措置）」に改め、同号(3)を同号(2)とする。

別表十七(二の三)付表の表中

・・・	円	・・・	円	円

を

・・・	円	・・・	円	円
・・・		・・・		
・・・		・・・		
・・・		・・・		

に改め、同表の記載要領第二号を次のように改める。

２　「超過利子額（前期の別表十七(二の三)「９」）(1)」の欄は、当該事業年度前の各事業年度において生じた超過利子額（租税特別措置法第66条の５の３第１項に規定する超過利子額をいう。以下この号において同じ。）（超過利子額とみなされたものを含む。）のうち、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第125条第４項（対象純支払利子等に係る課税の特例に関する経過措置）の規定によりないものとされる超過利子額は、記載しないこと。

別表十七(二の三)付表の記載要領第三号を削り、同第四号中「二以上」を「２以上」に改め、同号を同第三号とする。

別表十八(一)の表を次のように改める。

別表十八（二）　各通算法人の試験研究費の額等に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

法人名		通算親法人					計
	1						
納税地	2						
事業年度	3	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
期末現在の資本金の額又は出資金の額	4	円	円	円	円	円	
期末現在の常時使用する従業員の数	5	人	人	人	人	人	
継続雇用者給与等支給額（別表六(七)「3」）	6	円	円	円	円	円	円
継続雇用者比較給与等支給額（別表六(七)「4」）	7						
国内設備投資額（別表六(七)「9」）	8						
当期償却費総額（別表六(七)「10」）	9						
対象年度の基準通算所得等金額（別表六(八)「9」）	10						
前事業年度の基準通算所得等金額の合計額（別表六(八)「11」）	11						
試験研究費の額（別表六(九)「1」）又は（別表六(十)「1」）	12						
控除対象試験研究費の額（別表六(九)「4」）又は（別表六(十)「4」）	13						
比較試験研究費の額（別表六(九)「5」）又は（別表六(十)「5」）	14						
平均売上金額（別表六(九)「8」）又は（別表六(十)「8」）	15						
調整前法人税額（別表六(九)「16」）又は（別表六(十)「14」）	16						
税額控除超過額（別表六(九)付表「30」）又は（別表六(十)付表「27」）	17						
非特定欠損金調整取戻税額（別表六(九)付表「37」）又は（別表六(十)付表「34」）	18						
差引対象特別試験研究費の額（別表六(十二)「3」）	19						
税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額（別表六(十二)「4」）	20						
税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額（別表六(十二)「5」）	21						
調整前法人税額（別表六(十二)「7」）	22						
税額控除超過額（別表六(十二)付表二「17」）	23						
非特定欠損金調整取戻税額（別表六(十二)付表二「24」）	24						
差引各欠損金増加額の合計額（別表六(十三)「5の計」）	25						
差引各欠損金増加額の合計額（別表六(十三)「14の計」）	26						

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表十八㈠の記載要領等第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、「租税特別措置法第42条の４第８項第３号イ」を「同条第８項第３号イ」に改め、「又は令和５年旧措置法第42条の４」を削り、同第11号中「「税額控除超過額（別表六（九）付表「35」）又は（別表六（十）付表「28」）⑰」」を「「税額控除超過額（別表六（九）付表「30」）又は（別表六（十）付表「27」）⑰」」に、「「税額控除超過額（別表六（十四）付表二「17」）㉖」」を「「税額控除超過額（別表六（十二）付表二「17」）㉓」」に改める。

別表十八㈢の表中

基準雇用者数（別表六（二十三）付表「４」）
特定新規雇用者基礎数（別表六（二十三）「５」）
移転型特定新規雇用者基礎数（別表六（二十三）「７」）
特定非新規雇用者基礎数（別表六（二十三）「10」）
対象移転型特定非新規雇用者基礎数（別表六（二十三）「15」）

を

基準雇用者数（別表六（二十一）付表「４」）
特定新規雇用者基礎数（別表六（二十一）「７」）
移転型特定新規雇用者基礎数（別表六（二十一）「９」）
特定非新規雇用者基礎数（別表六（二十一）「12」）
対象移転型特定非新規雇用者基礎数（別表六（二十一）「17」）

に、

通算前所得金額（((別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「43」－(別表十二(十四)「10」＋「43の計」)－(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」))が０以上の場合のその０以上の額）
通算前欠損金額（((別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「43」－(別表十二(十四)「10」＋「43の計」)－(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」))が０を下回る場合のその下回る額）

を

通算前所得金額（((別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「43」－(別表十二(十三)「10」＋「43の計」)－(別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」))が０以上の場合のその０以上の額）
通算前欠損金額（((別表四「39の①」＋「40の①」－「27の①」)－(別表七(四)「10」－「12」)－別表十(三)「43」－(別表十二(十三)「10」＋「43の計」)－(別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」))が０を下回る場合のその下回る額）

に改め、同表の記載要領等第１号(1)中「特別控除)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（(4)において「令和６年旧措置法」という。）第42条の12第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」を加え、同号④中「特例）」の次に「又は令和６年旧措置法第61条第１項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）」を加え、同号(7)中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（次号(2)において「令和５年旧措置法」という。）第66条の13第１項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）」を削り、同第11号②中「又は令和５年旧措置法第66条の13第１項」を削る。

別表十九の記載要領等第四号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の67第１項（連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金」及び「又は法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第34号）による改正前の法人税法施行規則別表一の二「10」の外書の金額のうち当該普通法人に帰せられる金額」を削り、同第五号を削る。

別表十二を別表十四とし、別表十から別表十一までを一表ずつ繰り下げ、別表九の次に次の五表を加える。

別表二十　各対象会計年度の国際最低課税額に係る申告書

税務署受付印 年　月　日 税務署長殿		事業種目				※税務署処理欄	
		会社等の区分	最終親会社等	中間親会社等	被部分保有親会社等		
納税地	電話（　）　－	最終親会社等の名称					
（ふりがな） 法人名		最終親会社等の所在地国					
法人番号		旧納税地及び旧法人名等					
（ふりがな） 代表者		添付書類	最終親会社等に係る連結等財務諸表、共同支配親会社等の連結等財務諸表、最終親会社等に係る連結等財務諸表に係る勘定科目内訳明細書、共同支配親会社等の連結等財務諸表に係る勘定科目内訳明細書				
代表者住所							

年　月　日
年　月　日　対象会計年度分の　申告書

課税標準国際最低課税額 （別表二十付表一「33」）	1	円	この申告がこの申告である場合修正	この申告前の法人税額	3	円
法人税額 （(1)の90.7%相当額）	2			この申告により納付すべき法人税額 (2)－(3)	4	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表二十　記載要領

1　この表は、法第82条第４号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が国際最低課税額に係る確定申告（法第82条の６第１項（国際最低課税額に係る確定申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）の提出をいう。以下同じ。）又は当該申告に係る修正申告をする場合に記載すること。

2　「最終親会社等の名称」及び「最終親会社等の所在地国」の各欄は、内国法人が前号の特定多国籍企業グループ等の法第82条第10号に規定する最終親会社等である場合には、記載を要しない。

3　「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があつた場合に、変更前の納税地又は法人名を記載すること。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

4　「対象会計年度分の　　申告書」の空欄は、国際最低課税額に係る確定申告をする場合には「確定」と記載し、修正申告をする場合には「修正確定」と記載すること。なお、期限後申告をする場合には、その旨を併せて記載すること。

別表二十付表一　国際最低課税額の計算に関する明細書

対象会計年度	・　・ ・　・	法人名	

構成会社等（恒久的施設等に該当するものを除く。）						
構成会社等の名称	1					
所在地国名	2					
（別表二十付表二「16」、「27」又は（「38」＋「46」））又は（別表二十付表三（「6」＋「11」）、「18」又は（「25」＋「29」））	3					
帰属割合	4	%	%	%	%	%
(3)×(4)	5					
(5)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	6					
(5)－(6)	7					
(7)＋（別表二十付表四「13」）	8					
構成会社等のうち恒久的施設等に該当するもの						
構成会社等の名称	9					
所在地国名	10					
（別表二十付表二「16」、「27」又は（「38」＋「46」））又は（別表二十付表三（「6」＋「11」）、「18」又は（「25」＋「29」））	11					
帰属割合	12	%	%	%	%	%
(11)×(12)	13					
(13)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	14					
(13)－(14)	15					
(15)＋（別表二十付表四「13」）	16					
共同支配会社等（恒久的施設等に該当するものを除く。）						
共同支配会社等の名称	17					
所在地国名	18					
（別表二十付表二「16」、「27」又は（「38」＋「46」））又は（別表二十付表三（「6」＋「11」）、「18」又は（「25」＋「29」））	19					
帰属割合	20	%	%	%	%	%
(19)×(20)	21					
(21)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	22					
(21)－(22)	23					
(23)＋（別表二十付表四「13」）	24					
共同支配会社等のうち恒久的施設等に該当するもの						
共同支配会社等の名称	25					
所在地国名	26					
（別表二十付表二「16」、「27」又は（「38」＋「46」））又は（別表二十付表三（「6」＋「11」）、「18」又は（「25」＋「29」））	27					
帰属割合	28	%	%	%	%	%
(27)×(28)	29					
(29)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	30					
(29)－(30)	31					
(31)＋（別表二十付表四「13」）	32					
国際最低課税額 (((8)の計)＋((16)の計))＋(((24)の計)＋((32)の計))	33	（　　円）				

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表二十付表一　記載要領

1　この表は、法第82条第４号（定義）に規定する特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が国際最低課税額に係る確定申告又は当該申告に係る修正申告をする場合に記載すること。

2　「⑸のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額　⑹」の欄は、構成会社等（法第82条第13号に規定する構成会社等をいう。以下別表二十付表四までにおいて同じ。）が法第82条の２第１項第１号ロ（国際最低課税額）に掲げる構成会社等に該当する場合に、「（別表二十付表二「16」、「27」又は（「38」＋「46」））又は（別表二十付表三（「６」＋「11」）、「18」又は（「25」＋「29」））　⑶」の金額に令第155条の37第３項第１号（帰属割合の計算等）に定める割合を乗じて計算した金額を記載すること。

3　「帰属割合　⑿」の欄は、構成会社等が法第82条の２第１項第２号イに掲げる恒久的施設等（法第82条第６号に規定する恒久的施設等をいう。以下別表二十付表四までにおいて同じ。）に該当する場合には、「100」と記載すること。

4　「⒀のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額　⒁」の欄は、構成会社等が法第82条の２第１項第２号ハ又はニに掲げる恒久的施設等に該当する場合に、「（別表二十付表二「16」、「27」又は（「38」＋「46」））又は（別表二十付表三（「６」＋「11」）、「18」又は（「25」＋「29」））　⑾」の金額に令第155条の37第５項又は第６項に規定する割合を乗じて計算した金額を記載すること。

5　「⑵のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額　⑵」の欄は、共同支配会社等（法第82条第15号に規定する共同支配会社等をいう。以下別表二十付表四までにおいて同じ。）が法第82条の２第１項第３号ロに掲げる共同支配会社等に該当する場合に、「（別表二十付表二「16」、「27」又は（「38」＋「46」））又は（別表二十付表三（「６」＋「11」）、「18」又は（「25」＋「29」））　⑲」の金額に令第155条の37第９項において準用する同条第３項第１号に定める割合を乗じて計算した金額を記載すること。

6　「㉙のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額　㉚」の欄は、共同支配会社等が法第82条の２第１項第４号ロに掲げる恒久的施設等に該当する場合に、「（別表二十付表二「16」、「27」又は（「38」＋「46」））又は（別表二十付表三（「６」＋「11」）、「18」又は（「25」＋「29」））　㉗」の金額に令第155条の37第11項において準用する同条第６項に規定する割合を乗じて計算した金額を記載すること。

別表二十付表二　構成会社等又は共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額の計算に関する明細書

対象会計年度	・　・ ・　・	法人名	

構成会社等又は共同支配会社等の名称	1			恒久的施設等の該当・非該当	3	該当　・　非該当	
会社等の区分	2	構成会社等　・　共同支配会社等		所在地国名	4		
所在地国における国別実効税率が15％を下回り、かつ、その所在地国における国別グループ純所得の金額がある場合							
当期国別国際最低課税額	5			(11)の計	12		
(5)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	6			構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得金額	13		
(5)－(6) （マイナスの場合は0）	7			その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額	14		
対象会計年度別再計算課税額	8			(13)/(14)	15		%
(8)に係る対象会計年度	9	・　・ ・　・	・　・ ・　・	((7)＋(12))×(15)	16		
(8)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	10			別表二十付表四「8」の計	17		
(8)－(10) （マイナスの場合は0）	11			会社等別国際最低課税額 (16)＋(17)	18		
所在地国における国別実効税率が15％以上であり、かつ、その所在地国における国別グループ純所得の金額がある場合							
対象会計年度別再計算課税額	19			その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額	25		
(19)に係る対象会計年度	20	・　・ ・　・	・　・ ・　・	(24)/(25)	26		%
(19)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	21			(23)×(26)	27		
(19)－(21) （マイナスの場合は0）	22			別表二十付表四「8」の計	28		
(22)の計	23			会社等別国際最低課税額 (27)＋(28)	29		
構成会社等又は共同支配会社等の個別計算所得金額	24						
所在地国における国別グループ純所得の金額がない場合							
対象会計年度別再計算課税額	30			別表二十付表四「8」の計	39		
(30)に係る対象会計年度	31	・　・ ・　・	・　・ ・　・	永久差異調整に係る国別国際最低課税額	40		
(30)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	32			(40)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	41		
(30)－(32) （マイナスの場合は0）	33			(40)－(41) （マイナスの場合は0）	42		
構成会社等又は共同支配会社等の再計算個別計算所得金額	34			構成会社等又は共同支配会社等の調整後対象租税額が特定調整後対象租税額を下回る部分の金額	43		
その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の再計算個別計算所得金額の合計額	35			その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の調整後対象租税額が特定調整後対象租税額を下回る部分の金額の合計額	44		
(34)/(35)	36	%	%	(43)/(44)	45		%
(33)×(36)	37			(42)×(45)	46		
(37)の計	38			会社等別国際最低課税額 (38)＋(39)＋(46)	47		

（用紙の大きさは、日本産業規格A4）

別表二十付表二　記載要領

1　この表は、内国法人が法第82条の２第１項（国際最低課税額）の規定の適用を受ける場合において、同項各号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等（法第82条第17号（定義）に規定する無国籍会社等に該当するものを除く。）に係る同項に規定する会社等別国際最低課税額があるときに記載すること。

2　共同支配会社等に係る次に掲げる欄の記載に当たつては、それぞれ次に定める金額を記載すること。

⑴　「その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額　⑭」及び「その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額　㉕」の各欄　令第155条の36第１項第７号イ⑷又は第８号イ⑶（会社等別国際最低課税額の計算）に掲げる金額

⑵　「その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の再計算個別計算所得金額の合計額　㉟」の欄　令第155条の36第１項第９号イ⑶に掲げる金額

⑶　「その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の調整後対象租税額が特定調整後対象租税額を下回る部分の金額の合計額　㊹」の欄　令第155条の36第１項第９号ハ⑶に掲げる金額

3　「永久差異調整に係る国別国際最低課税額　㊵」の欄は、法第82条の２第２項第３号ハ又は第４項第３号ハに掲げる金額を記載すること。

別表二十付表三　無国籍構成会社等又は無国籍共同支配会社等に係る会社等別国際最低課税額の計算に関する明細書

対象会計年度	・　・ ・　・	法人名	

構成会社等又は共同支配会社等の名称	1		会社等の区分	2	構成会社等 ・ 共同支配会社等	恒久的施設等の該当・非該当	3	該当　・　非該当

無国籍構成会社等実効税率又は無国籍共同支配会社等実効税率が15％を下回り、かつ、個別計算所得金額がある場合

当期国際最低課税額	4		(7)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	9			
(4)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	5		(7)－(9) （マイナスの場合は０）	10			
(4)－(5) （マイナスの場合は０）	6		(10)の計	11			
対象会計年度別再計算課税額	7		別表二十付表四「8」の計	12			
(7)に係る対象会計年度	8	・　・ ・　・ ・　・ ・　・	会社等別国際最低課税額 (6)＋(11)＋(12)	13			

無国籍構成会社等実効税率又は無国籍共同支配会社等実効税率が15％以上であり、かつ、個別計算所得金額がある場合

対象会計年度別再計算課税額	14		(17)の計	18			
(14)に係る対象会計年度	15	・　・ ・　・ ・　・ ・　・	別表二十付表四「8」の計	19			
(14)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	16		会社等別国際最低課税額 (18)＋(19)	20			
(14)－(16) （マイナスの場合は０）	17						

個別計算所得金額がない場合

対象会計年度別再計算課税額	21		別表二十付表四「8」の計	26			
(21)に係る対象会計年度	22	・　・ ・　・ ・　・ ・　・	永久差異調整に係る国際最低課税額	27			
(21)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	23		(27)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	28			
(21)－(23) （マイナスの場合は０）	24		(27)－(28) （マイナスの場合は０）	29			
(24)の計	25		会社等別国際最低課税額 (25)＋(26)＋(29)	30			

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表二十付表三　記載要領

1　この表は、内国法人が法第82条の２第１項（国際最低課税額）の規定の適用を受ける場合において、同項各号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等（法第82条第17号（定義）に規定する無国籍会社等に該当するものに限る。）に係る同項に規定する会社等別国際最低課税額があるときに記載すること。

2　「対象会計年度別再計算課税額　⑺」、「対象会計年度別再計算課税額　⑭」及び「対象会計年度別再計算課税額　⑵」の各欄は、法第82条の２第２項第４号ロ又は第４項第４号ロに規定する政令で定める金額を記載すること。

3　「永久差異調整に係る国際最低課税額　⑵」の欄は、法第82条の２第２項第６号ハ又は第４項第６号ハに掲げる金額を記載すること。

別表二十付表四　未分配所得国際最低課税額に係る会社等別
国際最低課税額及び国際最低課税額の計算に関する明細書

対象会計年度	・　・ ・　・	法人名	

構成会社等又は共同支配会社等の名称	1		恒久的施設等の該当・非該当	3	該当　・　非該当
会社等の区分	2	構成会社等　・　共同支配会社等	所在地国名	4	

対象株主等の名称	5					
株主等別未分配額	6					
(6)に相当する金額に対して課される自国内最低課税額に係る税の額	7					
(6)－(7) (マイナスの場合は０)	8					
帰属割合	9	%	%	%	%	%
(8)×(9)	10					
(10)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額	11					
(10)－(11)	12					

(12)　の　計	13	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表二十付表四　記載要領

1　この表は、内国法人が法第82条の２第１項（国際最低課税額）の規定の適用を受ける場合において、同項各号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等に係る同項に規定する会社等別国際最低課税額（次に掲げる金額に係る部分に限る。）があるときに記載すること。

⑴　令第155条の36第１項第１号ロ、第２号ロ及び第３号ロ（会社等別国際最低課税額の計算）並びに法第82条の２第２項第４号ハ、第５号ロ及び第６号ロに掲げる金額

⑵　令第155条の36第１項第７号ロ、第８号ロ及び第９号ロ並びに法第82条の２第４項第４号ハ、第５号ロ及び第６号ロに掲げる金額

2　「帰属割合　⑼」の欄は、構成会社等が法第82条の２第１項第２号イに掲げる恒久的施設等に該当する場合には、「100」と記載すること。

3　「⑽のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額　⑾」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

⑴　構成会社等が法第82条の２第１項第１号ロに掲げる構成会社等に該当する場合　「$\frac{(6)-(7)}{(\text{マイナスの場合は}0)}$　⑻」の金額に令第155条の37第３項第２号（帰属割合の計算等）に定める割合を乗じて計算した金額

⑵　構成会社等が法第82条の２第１項第２号ハ又はニに掲げる恒久的施設等に該当する場合　「$\frac{(6)-(7)}{(\text{マイナスの場合は}0)}$　⑻」の金額に令第155条の37第５項又は第６項に規定する割合を乗じて計算した金額

⑶　共同支配会社等が法第82条の２第１項第３号ロに掲げる共同支配会社等に該当する場合　「$\frac{(6)-(7)}{(\text{マイナスの場合は}0)}$　⑻」の金額に令第155条の37第９項において準用する同条第３項第２号に定める割合を乗じて計算した金額

⑷　共同支配会社等が法第82条の２第１項第４号ロに掲げる恒久的施設等に該当する場合　「$\frac{(6)-(7)}{(\text{マイナスの場合は}0)}$　⑻」の金額に令第155条の37第11項において準用する同条第６項に規定する割合を乗じて計算した金額

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表十⑷の記載要領第三号の改正規定　令和六年十月一日

二　別表六⑹の記載要領第一号⑴の改正規定（「第６項まで」を「第８項まで、第10項若しくは第11項」に改める部分に限る。）、別表六⑺の記載要領第一号に次のように加える改正規定（⑶に係る部分に限る。）、同第三号の改正規定（「租税特別措置法」の次に「第42条の12の７第18項又は」を加える部分に限る。）、同第四号の改正規定（「租税特別措置法施行令」の次に「第27条の12の７第12項第１号（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）又は」を加える部分に限る。）、別表六㈡十七を別表六㈡十五とし、同表の次に二表を加える改正規定（別表六㈡十七に係る部分に限る。）及び別表十二㈡の改正規定並びに附則第四項の規定　新たな事業の創出及び産業くの投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

2　改正後の法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十八条の四十六第二項の規定は、内国法人の令和六年四月一日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額（法人税法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。以下同じ。）に対する法人税について適用する。

3　別段の定めがあるものを除き、新規則別表の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和六年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

4　新規則別表六(二十七)及び別表十二㈠の書式は、法人の附則第一項第二号に定める日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

5　新規則別表二十から別表二十付表四までの書式は、内国法人の令和六年四月一日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用する。

6　この省令の施行の日から附則第一項第二号に定める日の前日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　新規則別表六㈦付表の書式　同表の記載要領第一号⑴中「、第42条の12の５第４項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12の７第８項若しくは第11項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とあるのは、「又は第42条の12の５第４項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」とする。

二　改正前の法人税法施行規則別表十一㈠の書式　同表の記載要領中「同条」とあるのは、「同条又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第56条（中小企業事業再編投資損失準備金）」とする。

7　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二十第十九項及び第二十二条の十一第二十九項中「別表十二㈠、別表十二(十三)」を「別表十二㈠、別表十二(十二)」に改める。

8　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条の七第四項中「別表十二(十六)」を「別表十二(十五)」に改める。

○財務省令第三十七号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）を実施するため、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十二日

財務大臣　鈴木　俊一

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二に次の一項を加える。

2　法第二十四条の四第一項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表五に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

第十条第一項中「別表四」を「別表五」に改め、同条第二項中「別表二十」を「別表二十一」に、「別表四」を「別表五」に、「又は第六条第二項」を「、第六条第二項又は第七条の二第二項」に改める。

別表一の表中

法人税	額
((法人税申告書別表一「4」＋「5」＋「7」)－(法人税申告書別表六(二)付表六「7の計」)又は(法人税申告書別表一の二「4」＋「5」＋「24」＋「25」))	

を

法人税	額
((法人税申告書別表一「4」＋「5」＋「7」)－(法人税申告書別表一の二「4」＋「5」＋「24」＋「25」))－(法人税申告書別表六(二)付表六「7の計」)＋(法人税申告書別表六(六)「9の㉔」＋「9の㉖」)	

に改め、同表の記載要領第一号中「第６条第１号」を「第６条第１項第１号」に改め、同第四号を次のように改める。

4	「法人税額（(法人税申告書別表一「４」＋「５」＋「７」)又は(法人税申告書別表一の二「４」＋「５」＋「24」＋「25」))－(法人税申告書別表六(二)付表六「７の計」)＋(法人税申告書別表六(六)「９の㉔」＋「９の㉖」)」	⑴　の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　法人税法施行規則別表一「10」又は別表一の二「６」若しくは「26」の各欄に外書きした金額がある場合には、当該金額を含めて記載すること。

⑵　当該課税事業年度において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の14第１項又は第４項（同法第42条の12の７第10項及び第11項に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合には、当該規定により法人税の額に加算される金額の合計額を「法人税申告書別表一「４」＋「５」＋「７」」から控除して計算すること。

別表二の記載要領第六号を同第七号とし、同第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同第二号の次に次の一号を加える。

3	「法人税額の特別控除額(法人税申告書別表一「３」)」	⑸　の欄は、租税特別措置法第42条の12の７第10項又は第11項の規定の適用がある場合には、「(法人税申告書別表一「３」)」とあるのは、「(法人税申告書別表一「３」)－(法人税申告書別表六(六)「９の㉔」＋「９の㉖」)」として記載すること。

別表二付表一の記載要領第四号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2	「法人税額の特別控除額(法人税申告書別表一「３」)」	⑵　の欄は、租税特別措置法第42条の12の７第10項又は第11項の規定の適用がある場合には、「(法人税申告書別表一「３」)」とあるのは、「(法人税申告書別表一「３」)－(法人税申告書別表六(六)「９の㉔」＋「９の㉖」)」として記載すること。

別表三の記載要領第四号㈡中「別表六(九)付表「37」及び「42」、別表六(十)付表「30」及び「35」並びに別表六(十四)付表二「19」」を「別表六(九)付表「32」及び「37」、別表六(十)付表「29」及び「34」並びに別表六(十二)付表二「19」」に改め、同号⑸を次のように改める。

⑸　前課税事業年度の基準法人税額に租税特別措置法第62条第１項、第62条の３第１項若しくは第９項若しくは第63条第１項の規定又は令附則第２条第２項第１号に掲げる規定により加算された金額がある場合　当該加算された金額の100分の10.3に相当する金額

別表三の記載要領第四号㈥及び第五号を削る。

別表四の表中「課税標準法人税額(法人税申告書別表二十「12」)」を「課税標準法人税額(法人税申告書別表二十一「12」)」に改め、同表の記載要領第一号中「第６条第３号」を「第６条第１項第３号」に改める。

別表五　各課税対象会計年度の特定基準法人税額に係る地方法人税の申告書

税務署受付印　年　月　日 税務署長殿		※	税務署処理欄
納税地	電話（　）　－		
（ふりがな） 法人名			
法人番号			
（ふりがな） 代表者			
代表者住所			
旧納税地及び 旧法人名等			

年　月　日
年　月　日　課税対象会計年度分の地方法人税　申告書

課税標準特定法人税額 （法人税申告書別表二十「2」）	1	円	この申告が修正申告である場合	この申告前の地方法人税額	3	円
地方法人税額 （(1)の$\frac{93}{907}$相当額）	2			この申告により納付すべき地方法人税額 (2)－(3)	4	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）

別表四の次に次の一表を加える。

別表五　記載要領

1　この表は、法第６条第２項に規定する内国法人が特定基準法人税額に係る確定申告（法第24条の４第１項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）の提出をいう。第３号において同じ。）又は当該申告に係る修正申告をする場合に記載すること。

2　「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載すること。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

3　「課税対象会計年度分の地方法人税　　申告書」の空欄は、特定基準法人税額に係る確定申告をする場合には「確定」と記載し、修正申告をする場合には「修正確定」と記載すること。なお、期限後申告（期限後申告書の提出をいう。）をする場合には、その旨を併せて記載すること。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の表の改正規定、同表の記載要領第四号の改正規定、別表二の記載要領の改正規定及び別表二付表一の記載要領の改正規定並びに附則第三項の規定は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日から施行する。

2　改正後の地方法人税法施行規則（以下「新規則」という。）第七条の二第二項の規定は、内国法人の令和六年四月一日以後に開始する課税対象会計年度の特定基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

3　新規則別表一の書式は、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の附則第一項ただし書に規定する日以後に終了する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用し、法人の同日前に終了した課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。

4　新規則別表五の書式は、内国法人の令和六年四月一日以後に開始する課税対象会計年度の特定基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

○財務省令第三十八号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号及び第十一条の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月十二日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同条第十四号中「第六項まで」を「第八項まで、第十項又は第十一項」に改め、同条第十六号を削り、同条第十七号を同条第十六号とし、同条第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十一号を同条第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一　措置法第四十四条の五第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第二十五号を削り、同条第二十六号中「第三十号ロ」を「第二十八号イ」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第二十七号を同条第二十六号とし、同条第二十八号を削り、同条第二十九号を同条第二十七号とし、同条第三十号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを削り、同号ニを同号ロとし、同号を同条第二十八号とし、同条第三十一号イからハまでの規定中「からニまで」を「又はロ」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条第三十二号を同条第三十号とし、同条第三十三号を同条第三十一号とし、同条第三十四号を削り、同条第三十五号中「第五十七条の四の二第一項」を「第五十七条の四第一項」に改め、同号を同条第三十二号とし、同条第三十六号を同条第三十三号とし、同条第三十七号から第七十九号までを三号ずつ繰り上げる。

別記様式の記載要領第四号の表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	第42条の４第１項	00688	法規別表六（九）「23」の欄の金額
	第42条の４第４項	00689	法規別表六（十）「20」の欄の金額
	第42条の４第７項	00639	法規別表六（十二）「11」の欄の金額
	第42条の４第13項	00675	法規別表六（十四）「14」の欄の金額
	第42条の４第18項において準用する同条第13項	00676	法規別表六（十四）「28」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十七）「16」を「別表六（十五）「16」に、「別表六（十七）「21」を「別表六（十五）「21」に改め、同表沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項から沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項までの規定中「別表六（十六）「18」を「別表六（十六）「18」に改め、同表沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（十七）「23」を「別表六（十六）「23」に改め、同表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別

控除の項中「別表六（十九）「25」」を「別表六（十七）「25」」に改め、同表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十）「25」」を「別表六（十八）「25」」に改め、同表地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十一）「19」」を「別表六（十九）「20」」に改め、同表地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十二）「18」」を「別表六（二十）「18」」に改め、同表地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十三）「21」」を「別表六（二十一）「23」」に、「別表六（二十三）「31」」を「別表六（二十一）「29」」に改め、同表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十四）「10」」を「別表六（二十二）「10」」に改め、同表中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十五）「17」」を「別表六（二十三）「17」」に、「別表六（二十五）「22」」を「別表六（二十三）「22」」に改め、同表給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「令和６年旧措置法」という。）第42条の12の５第１項	00677	法規別表六（二十四）「45」の欄の金額
	令和６年旧措置法第42条の12の５第２項	00678	
	第42条の12の５第１項	00699	
	第42条の12の５第２項	00700	
	第42条の12の５第３項	00701	
	第42条の12の５第４項	00702	法規別表六（二十四）「50」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六（二十七）「20」」を「別表六（二十五）「20」」に改め、同表事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除	第42条の12の７第４項	00667	法規別表六（二十六）「21」の欄の金額
	第42条の12の７第５項	00668	法規別表六（二十六）「28」の欄の金額
	第42条の12の７第６項	00669	法規別表六（二十六）「43」の欄の金額
	第42条の12の７第７項	00703	法規別表六（二十七）「18」の欄の金額
	第42条の12の７第８項	00704	法規別表六（二十七）「23」の欄の金額
	第42条の12の７第10項	00705	法規別表六（二十七）「28」の欄の金額
	第42条の12の７第11項	00706	法規別表六（二十七）「33」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項中「令和５年旧措置法第43条第１項第１号（償却費）」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「令和５年旧措置法」という。）第43条第１項第１号（償却費）」に改め、同表港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却の項を削り、同表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項の次に次のように加える。

生産方式革新事業活動用資産等の特別償却	第44条の５第１項第１号（償却費）	00707	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第44条の５第１項第１号）	00708	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第44条の５第１項第２号（償却費）	00709	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第44条の５第１項第２号）	00710	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表特定地域における産業振興機械等の割増償却の項中「第45条第３項の表の第４号」を「令和６年旧措置法第45条第３項の表の第４号」に改め、同表事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却の項中「第46条第１項」を「令和６年旧措置法第46条第１項」に改め、同表輸出事業用資産の割増償却の項中「第46条の２第１項」を「第46条第１項」に改め、同表倉庫用建物等の割増償却の項を次のように改める。

倉庫用建物等の割増償却	第48条第１項（償却費）	00592	特別償却限度額の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00593	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

別記様式の記載要領第四号の表中小企業事業再編投資損失準備金の項を次のように改める。

中小企業事業再編投資損失準備金	第56条第１項の表の第１号	00672	法規別表十二（二）「15」の欄の金額
	第56条第１項の表の第２号	00711	

別記様式の記載要領第四号の表原子力発電施設解体準備金の項を削り、同表特定原子力施設炉心等除去準備金の項中「第57条の４の２第１項」を「第57条の４第１項」に、「別表十二（九）「９」」を「別表十二（八）「９」」に改め、同表保険会社等の異常危険準備金の項及び原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項中「別表十二（十）「７」」を「別表十二（九）「７」」に改め、同表関西国際空港用地整備準備金の項中「別表十二（十一）「15」」を「別表十二（十）「15」」に改め、同表中部国際空港整備準備金の項中「別表十二（十二）「10」」を「別表十二（十一）「10」」に改め、同表特定船舶に係る特別修繕準備金の項中「別表十二（十三）「９」」を「別表十二（十二）「９」」に改め、同表農業経営基盤強化準備金の項中「別表十二（十四）「10」」を「別表十二（十三）「10」」に改め、同表農用地等を取得した場合の課税の特例の項中「別表十二（十四）「43の計」」を「別表十二（十三）「43の計」」に改め、同表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項中

令和５年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項又は令和５年旧措置法第65条の９（令和５年旧措置法第65条の７第１項の表の第１号）	00359

を

第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第１号イ又はロ）	00549

に、「別表十三（五）「18」」を「別表十三（五）」

00549	

に改め、同表認定事業適応法人の欠損金の特例の項を削り、同表特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の項中「（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）」を削る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条第十四号の改正規定及び別記様式の記載要領第四号の表中小企業事業再編投資損失準備金の項の改正規定並びに次条第二項の規定　新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

二　第二条第二十一号を同条第二十号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二十一号を同条第二十号とする部分を除く。）及び別記様式の記載要領第四号の表環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第三項の規定　農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第　　号）の施行の日

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定及び新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和六年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2　新規則第二条第十四号の規定及び新規則別記様式（記載要領第四号の表中小企業事業再編投資損失準備金の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

3　新規則第二条第二十一号の規定及び新規則別記様式（記載要領第四号の表生産方式革新事業活動用資産等の特別償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用する。

4　この省令の施行の日から前条第一号に定める日の前日までの間における新規則別記様式による適用額明細書の適用については、同様式の記載要領第四号の表事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除の項中

第42条の12の７第６項	00669	法規別表六（二十六）「43」の欄の金額
第42条の12の７第７項	00703	法規別表六（二十七）「18」の欄の金額
第42条の12の７第８項	00704	法規別表六（二十七）「23」の欄の金額
第42条の12の７第10項	00705	法規別表六（二十七）「28」の欄の金額
第42条の12の７第11項	00706	法規別表六（二十七）「33」の欄の金額

とあるのは、

第42条の12の７第６項	00669	法規別表六（二十六）「43」の欄の金額

とする。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　四二九円（本体　三九〇円）　（配送料別）